

○無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）最終改正：平成一六年四月一二日内閣府令第四四号

改 正 案	現 行
第十四条ノ二 無尽会社ガ <u>信託業務ヲ営ム金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ）</u> ニ対シ金銭信託ヲ為サントスルトキハ <u>次ノ方法ニ依リ契約ヲ為スベシ</u> 一～三 （略）	第十四条ノ二 無尽会社ガ <u>信託会社</u> ニ対シ金銭信託ヲ為サントスルトキハ <u>左ノ方法ニ依リ契約ヲ為スベシ</u> 一～三 （略）

○証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）最終改正：平成一六年六月一〇日内閣府令第五五号

改 正 案	現 行
<p>(適用除外行為)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 信託業(信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第一項に規定する信託業をいい、同条第三項に規定する管理型信託業を除く。)</u>に係る業務として行うもの</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(その他業務を営む場合の禁止行為)</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 信託業等(信託業法第二条第一項に規定する信託業、同条第八項に規定する信託契約代理業、同条第十項に規定する信託受益権販売業及び同法第二十一条第一項に規定する財産の管理業務をいい、同法第二十二条に基づき信託会社(同法第二条第二項に規定する信託会社をいう。)から信託業務の委託を受けて行う業務を含む。以下この条において同じ。)</u>に基づく信託財産の管理若しくは処分に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利</p>	<p>(適用除外行為)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(その他業務を営む場合の禁止行為)</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p>

用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

九 信託業等に基づく信託契約又は委託者の指図に基づいて行った有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託契約に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等（有価証券清算取次ぎを除く。以下この条において同じ。）を勧誘する行為

十 信託業等に基づく信託財産の管理又は処分に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

六 証券会社が有価証券（国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合を除く。）。

イ (略)

ロ 当該証券会社の親法人等又は子法人等である証券会社（外国証券会社を含む。）又は法第六十五条の二第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関若しくは令第一条の九に掲げる金融機関（以下この号において「親証券会社等」という。）がその

(新設)

(新設)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

六 証券会社が有価証券（国債証券等を除く。）の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合を除く。）。

イ (略)

ロ 当該証券会社の親法人等又は子法人等である証券会社（外国証券会社を含む。）又は法第六十五条の二第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社若しくは令第一条の九に掲げる金融機関（以下この号において「親証券会社等」とい

顧客（当該顧客が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）から当該有価証券の売買に関する注文を受け、親証券会社等がその相手方となつて当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合

ハ （略）

七～十 （略）

2～6 （略）

う。）がその顧客（当該顧客が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）から当該有価証券の売買に関する注文を受け、親証券会社等がその相手方となつて当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合

ハ （略）

七～十 （略）

2～6 （略）

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第十二条 法第十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>七 （略）</p> <p>（業務の代理）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理（法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。）</u></p> <p>イ <u>信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結</u></p> <p>ロ <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号</u></p>	<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第十二条 法第十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 <u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</u></p> <p>八 （略）</p> <p>（業務の代理）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>信託業務を営む金融機関の信託業務の代理</u></p>

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結

三～六 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 (略)

2・3 (略)

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結及びその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 (略)

四 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）

三～六 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 (略)

2・3 (略)

4 銀行は、法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない金銭信託を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 (略)

四 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）

の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3～5 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については、銀行が法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）である場合又は法第十六条の二第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については銀行が信託兼

の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3～5 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第一項第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

当銀行である場合又は法第十六条の二第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しな

3 法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しな

いときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規

いときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第十六条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第十六条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

（新設）

定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲

二 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第三号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

(新設)

げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第十一号及び第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業

二 法第十六条の二第一項第八号及び第九号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第十六条の二第二項第五号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

(新設)

務を営むもの

8 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第十六条の二第一項第五号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四～二十六 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務（信託業務を除く。）の代理（当該代理を行う会社を子会社とする銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする銀行若しくは銀行持株会社の子会社である一の銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

一の一 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び

8 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第十六条の二第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四～二十六 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理（当該代理を行う会社を子会社とする銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする銀行若しくは銀行持株会社の子会社である一の銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

(新設)

二 (略)

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第

第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～六 (略)

(削る)

(削る)

七・八 (略)

九・十 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

三十五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十六 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（この項第六号及び前号、金融

五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～六 (略)

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

九・九の二 (略)

十・十の二 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。) (当該業務を行う会社を子会社とする銀行又は当該業務を行う会社を子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行の信託子会社等のうちに法第十六条の二第二項第八号イに掲げる信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十八 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十九・四十 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第十六条の二第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

三十五・三十六 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(新設)

- 一 第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
 - 三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 7 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
- 8 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。
- 9 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 (略)
- 二 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務 (同条第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)
- 三 第十七条の三第二項第四十号に掲げる業務 (同条第四項第三号

- 6 法第十六条の二第二項第五号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。
- 7 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。
- (新設)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 (略)
- 二 第十七条の三第二項第三十五号に掲げる業務 (同条第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)
- 三 第十七条の三第二項第三十六号に掲げる業務 (同条第四項第三

及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 銀行の主要な業務の内容 (信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1)～(12) (略)

(13) 信託報酬

(14) 信託勘定貸出金残高

(15) 信託勘定有価証券残高

(16) 信託財産額

ハ (略)

四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当す

号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 銀行の主要な業務の内容

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(12) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ (略)

四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

るものの額並びにその合計額

ニ～ヌ (略)

2～5 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・三 (略)

四 当該申請が代理店を設置する場合には、第九条の三第二項各号に掲げる基準に適合していること。

4 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社 (信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、投資信託委託業者 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者 (有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫、商工組合中央

ハ～リ (略)

2～5 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・三 (略)

四 当該申請が代理店を設置する場合には、第九条の三各号に掲げる基準に適合していること。

4 (略)

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 (略)

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信託委託業者 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者 (有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。)、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

金庫及び日本郵政公社

二・三 (略)

3～7 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第三項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（

二・三 (略)

3～7 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第八号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第三項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第八号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（

以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第三十四条の二十九号において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営

以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第三十四条の二十九号において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第八号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十二条の二十三第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む

む業務のために営むものでなければならない。

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子

業務のために営むものでなければならない。

（新設）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

（新設）

会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七条の三第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第十七条の三第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第十七条の三第九項に

二 法第五十二条の二十三第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第十六条の二第二項第五号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七条の三第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第十七条の三第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

（新設）

定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一・二 (略)

三 第十七条の三第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(届出事項)

第三十五条 (略)

2～7 (略)

8 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

9 (略)

7 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一・二 (略)

三 第十七条の三第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(届出事項)

第三十五条 (略)

2～7 (略)

8 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第八号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

9 (略)

別表

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	<p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をい</p>

別表

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)

	<p>う。)の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等(資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。)に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式その他の証券の</p>	
--	---	--

	区(含 [○] ら)の期末残高	
--	--------------------------	--

○長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案	現 行
<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（<u>法第十三条の二第一項第十一号</u>に規定する議決権をいう。第四条の四第一項第二号及び第三号並びに第四項、第十三条の七、第十八条の三並びに第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）の数を記載した書類</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>三、四 (略)</p>	<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（<u>法第十三条の二第一項第八号</u>に規定する議決権をいう。第四条の四第一項第二号及び第三号並びに第四項、第十三条の七、第十八条の三並びに第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）の数を記載した書類</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>三、四 (略)</p>

2、3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(削る)

七 (略)

(業務の代理)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

2、3 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書

八 (略)

(業務の代理)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 信託業務を営む金融機関の信託業務の代理

二～五 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規

二～五 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第十三条の二第一項第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規

規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十

定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六

六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規

定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第十三条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第十三条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

（新設）

定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを

二 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第三号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

（新設）

除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十三条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第十三条の二第一項第十一号及び第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する当該長期信用銀行の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をい

二 法第十三条の二第一項第八号及び第九号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三 法第十三条の二第四項第五号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

四 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

(新設)

う。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第四条の五第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 （略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十六 （略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務（信託業務を除く。）の代理（当該代理を行う会社を子会社とする長期信用銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社の子会社である一の長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

一之二 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

二 （略）

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び

8 （略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十六 （略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理（当該代理を行う会社を子会社とする長期信用銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社の子会社である一の長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

（新設）

二 （略）

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第

第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～六 (略)

(削る)

(削る)

七・八 (略)

九・十 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

三十五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十六 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（この項第六号及び前号、金融

五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～六 (略)

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

九・九の二 (略)

十・十の二 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（当該業務を行う会社を子会社とする長期信用銀行又は当該業務を行う会社を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である銀行の信託子会社等のうちに法第十三条の二第四項第八号イに掲げる信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十八 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。

）の評価に関する業務

三十九・四十 （略）

3 （略）

4 法第十三条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第十三条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第十三条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定めるものは

（新設）

三十五・三十六 （略）

3 （略）

4 法第十三条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第十三条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

（新設）

、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

8 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第四条の五第二項第三十九号に掲げる業務（同条第四項第二号

6 法第十三条の二第四項第五号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

(新設)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第四条の五第二項第三十五号に掲げる業務（同条第四項第二号

及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四条の五第二項第四十号に掲げる業務（同条第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 (略)

2 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第三項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子

及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四条の五第二項第三十六号に掲げる業務（同条第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 (略)

2 法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第三項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子

会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第二十五条の三第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む

会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第二十五条の三第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第十六条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十六条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業

業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第

務のために営むものでなければならない。

（新設）

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

（新設）

一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第十三条の二第四項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第四条の五第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理

二 法第十六条の四第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第十三条の二第四項第五号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第十三条の二第四項第六号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

(新設)

を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一・二 (略)

三 第四条の五第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(計算書類等に係る連結の方法等)

第五条の十一 (略)

2 銀行法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該長期信用銀行の特定議決権（法第十三条の二第一項第十一号に規定する議決権から商法第二百十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の数に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第五条の十三までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該長期信用銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率（その保有する一の長期信用銀行の特定議決権の数を当該長期信用銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。）を

7 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一・二 (略)

三 第四条の五第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(計算書類等に係る連結の方法等)

第五条の十一 (略)

2 銀行法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該長期信用銀行の特定議決権（法第十三条の二第一項第八号に規定する議決権から商法第二百十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。）の数に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第五条の十三までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該長期信用銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率（その保有する一の長期信用銀行の特定議決権の数を当該長期信用銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。）を当

当該長期信用銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一～三 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～五 (略)

六 金銭債権（第三条第一号、第二号、第四号若しくは第六号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

六の二～十六 (略)

3～5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 長期信用銀行の主要な業務の内容 （信託業務を営む場合におい

該長期信用銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一～三 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～五 (略)

六 金銭債権（第三条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

六の二～十六 (略)

3～5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 長期信用銀行の主要な業務の内容

ては、信託業務の内容を含む。)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1)～(13) (略)

(14) 信託報酬

(15) 信託勘定貸出金残高

(16) 信託勘定有価証券残高

(17) 信託財産額

ハ (略)

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

三～ヌ (略)

2 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(13) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ (略)

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ～リ (略)

2 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二・三 （略）

3～7 （略）

（届出事項）

第二十六条 （略）

2～7 （略）

8 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第十号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第十一号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

9 （略）

別表

項 Ⅲ	記録する事項
-----	--------

次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二・三 （略）

3～7 （略）

（届出事項）

第二十六条 （略）

2～7 （略）

8 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第一項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第十号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第八号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

9 （略）

別表

項 Ⅲ	記録する事項
-----	--------

主要な業務の状況を示す指標	(略)
債券に関する指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	<p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高</p>

主要な業務の状況を示す指標	(略)
債券に関する指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)

七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の
期末残高

八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、
不動産、保証及び信用の区分をいう。）の
金銭信託等に係る貸出金残高

九 用途別（設備資金及び運転資金の区分を
いう。）の金銭信託等に係る貸出金残高

十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及
び貸出金の総額に占める割合

十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社
若しくは常時使用する従業員が三百人以下
の会社又は個人をいう。ただし、卸売業に
あつては資本金一億円以下の会社若しくは
常時使用する従業員が百人以下の会社又は
個人を、サービス業にあつては資本金五千
万円以下若しくは常時使用する従業員が百
人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食
店にあつては資本金五千万円以下若しくは
常時使用する従業員が五十人以下の会社又
は個人をいう。）に対する金銭信託等に係
る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割
合

十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（
国債、地方債、社債、株式その他の証券の
区分をいう。）の期末残高

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
<p>(信用金庫の付随業務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(信用金庫連合会の付随業務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p>	<p>(信用金庫の付随業務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</u></p> <p>八 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(信用金庫連合会の付随業務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十四条第四項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</u></p> <p>八 (略)</p>

4・5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十四条の十七第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四～二十六 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十八号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十九号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(信託業務を除く。)の代理(当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行うものに限る。)

一之二 信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

二 (略)

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務(

4・5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一～二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十四条の十七第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四～二十六 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務の代理(当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行うものに限る。)

(新設)

二 (略)

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務(

法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～六 （略）

（削る）

（削る）

七・八 （略）

九・十 （略）

十一～二十二 （略）

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十一 （略）

三十二 主として保険会社（法第五十四条の十七第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三・三十四 （略）

法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～六 （略）

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

九・九の二 （略）

十・十の二 （略）

十一～二十二 （略）

二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四～三十一 （略）

三十二 主として保険会社（法第五十四条の十七第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三・三十四 （略）

<p>三十五 <u>信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三十六 <u>財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第五十四条の十七第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三十七 <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（この項第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（当該業務を行う会社を子会社とする信用金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行（法第五十四条の十七第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三十八 <u>信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三十九・四十 (略)</p>	<p>三十五・三十六 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 法第五十四条の十七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>4 法第五十四条の十七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>

- 三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 5 法第五十四条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一・二 (略)
- 三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 6 法第五十四条の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 7 法第五十四条の十七第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。
- 8 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。
- 9 法第五十四条の十七第二項第八号ニに規定する内閣府令で定める

- 三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 5 法第五十四条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一・二 (略)
- 三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- (新設)
- 6 法第五十四条の十七第二項第五号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第九号に規定する持株会社とする。
- 7 法第五十四条の十七第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第九号に規定する持株会社とする。
- (新設)

ものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

10 法第五十四条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 (略)
- 二 第二項第三十九号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）
- 三 第二項第四十号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第十条の五第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の十七第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

8 法第五十四条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 (略)
- 二 第二項第三十五号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）
- 三 第二項第三十六号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の十七第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第十条の五第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については法第五十四条の十七第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第十一号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七

一～三 (略)

四 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第八号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七

項、第五十四条の十七第一項第十一号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第十一号及び第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第五十四条の十五第一項第二号又は第五十四条の十七第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の五第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

項、第五十四条の十七第一項第八号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第八号及び第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第五十四条の十五第一項第二号又は第五十四条の十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の五第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の十五第一項第一号及び第二号又は第五十四条の十七第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第四号、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は第五十四条の十七第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十四条の十七第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国

7 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の十五第一項第一号及び第二号又は第五十四条の十七第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第三号、第四号及び第六号を規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

（新設）

二 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社又は同項第五号に規定する証券業を営む外国の会

の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。)

四 信託専門会社又は法第五十四条の十七第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十四条の十七第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

五 法第五十四条の十七第二項第六号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第十条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び

社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

(新設)

三 法第五十四条の十七第二項第五号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

四 法第五十四条の十七第二項第六号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第十条の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び

第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十四条の十七第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十条の五第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 （略）

（特定取引勘定）

第十五条の五の三 （略）

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 （略）

四 金銭債権（第十条第三項第一号、第二号、第四号若しくは第六号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

四の二～十六 （略）

第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

（新設）

8 （略）

（特定取引勘定）

第十五条の五の三 （略）

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 （略）

四 金銭債権（第十条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行つた貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

四の二～十六 （略）

3～5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金庫の主要な事業の内容 (信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)

三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1)～(13) (略)

(14) 信託報酬

(15) 信託勘定貸出金残高

(16) 信託勘定有価証券残高

(17) 信託財産額

ハ (略)

四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当す

3～5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 金庫の主要な事業の内容

三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(13) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ (略)

四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

るものの額並びにその合計額

二～チ (略)

2 (略)

別表

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
債券に関する指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。） 二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高 四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元

ハ～ト (略)

2 (略)

別表

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
債券に関する指標	(略)
預金に関する指標	(略)
貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)

	<p>本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又</p>	
--	---	--

	<p>は個人をいう。)に対する金銭信託等に 係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割 合</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（ 国債、地方債、社債、株式その他の証券の 区分をいう。）の期末残高</p>	

改正案	現行
<p>(兼営の認可の申請等)</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の第二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 株主総会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会）の議事録（商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）又は創立総会の議事録</p>	<p>(兼営の認可の申請等)</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の第二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 株主総会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会。<u>第七条の三第一項第二号において同じ。</u>）の議事録（商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。<u>第七条の三第一項第二号において同じ。</u>）又は創立総会の議事録</p>

<p>五〇十 (略)</p> <p>十一 次に掲げる事項に関する社内規則</p> <p>イ 信託財産に関する経理</p> <p>ロ 帳簿書類の作成及び閲覧</p> <p>ハ 信託業法施行規則(平成十六年法律第 号)第四十条第二項各号に規定する内部管理に関する業務の運営(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)</p> <p>十二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>五〇十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(金融機関が営むことができない業務)</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 信託財産の管理又は処分において宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第二号に規定する行為を行う信託(土地等(令第三条第一号に規定する土地等をいう。次項において同じ。))を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。)</p> <p>二 法第一条第一項第一号に掲げる信託契約代理業のうち、前号に規定する信託に係るもの</p> <p>(削る)</p> <p>三〇五 略</p>	<p>(金融機関が営むことができない業務)</p> <p>第二条の二 令第二条の二第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 信託財産の管理又は処分において宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第二号に規定する行為を行う信託(土地等(令第二条の二第三号に規定する土地等をいう。次項において同じ。))を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>一 財産に関する遺言の執行</p> <p>三 不動産の鑑定評価</p> <p>四 不動産に係る投資に関し助言を行う業務</p> <p>五 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十</p>

<p>(削る)</p> <p>2 信託業務を営む金融機関は、令第三条第一号イ又はロに掲げる信託を引き受ける場合においては、天災その他やむを得ない事由があるときを除き、信託財産として取得した土地等を、当該取得の日から起算して一年を経過するまでは、処分してはならない。</p>	<p>六号) 第二条第七項に規定する商品投資顧問業に該当する業務</p> <p>六 遺産の整理</p> <p>2 信託業務を営む金融機関は、令第二条の二第三号イ又はロに掲げる信託を引き受ける場合においては、天災その他やむを得ない事由があるときを除き、信託財産として取得した土地等を、当該取得の日から起算して一年を経過するまでは、処分してはならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(業務の種類)</p> <p>第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければならない。</p> <p>一 金銭信託</p> <p>二 金銭信託以外の金銭の信託</p> <p>三 有価証券の信託</p> <p>四 金銭債権の信託</p> <p>五 動産の信託</p> <p>六 土地及びその定着物の信託</p> <p>七 地上権の信託</p> <p>八 土地の賃借権の信託</p> <p>九 包括信託 (信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第四条各号に掲げる財産について、種類を異にする二以上の財産を一の信託行為により引き受ける信託をいう。)</p> <p>十 特定持分 (資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第五号</p>

<p>(業務の種類及び方法)</p> <p>第四条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 業務の運営の基本方針</p> <p>二 信託事務の実施体制</p> <p>三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 引受けを行う信託財産の種類</p> <p>ロ 信託財産の管理又は処分の方法</p> <p>ハ 信託財産の分別管理の方法</p> <p>ニ 業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する業務の内容及びその委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)</p> <p>ホ 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p>	<p>第六条に規定する特定持分をいう。)の信託</p> <p>十一 その他の信託</p> <p>2 前項第一号に掲げる金銭信託については、次に掲げる区分により当該信託業務を営む金融機関が引き受ける金銭信託の種類を併せて記載しなければならない。</p> <p>一 運用方法が特定された金銭信託</p> <p>二 運用方法が指定された金銭信託</p> <p>三 運用方法が特定及び指定されない金銭信託</p> <p>3 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書にその併せて記載しなければならない。</p>
<p>(業務の方法)</p> <p>第四条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に、その営む信託業務の方法について、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 信託の引受けの際に受け入れる動産の種類に関する事項</p> <p>二 信託事務の処理により取得できる財産の種類に関する事項</p> <p>三 法第四条において準用する信託業法(以下「信託業法」という。)第九条の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p> <p>四 信託業法第十条第二項の規定により信託財産を固有財産とする場合における財産の種類及び価格の算定方法に関する事項</p> <p>五 信託法(大正十一年法律第六十二号)第五十七条の規定による金銭信託の解除に関する事項</p> <p>六 信託報酬の額の計算方法に関する事項</p>	<p>第六条に規定する特定持分をいう。)の信託</p> <p>十一 その他の信託</p> <p>2 前項第一号に掲げる金銭信託については、次に掲げる区分により当該信託業務を営む金融機関が引き受ける金銭信託の種類を併せて記載しなければならない。</p> <p>一 運用方法が特定された金銭信託</p> <p>二 運用方法が指定された金銭信託</p> <p>三 運用方法が特定及び指定されない金銭信託</p> <p>3 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書にその併せて記載しなければならない。</p>

<p>へ 信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針</p> <p>四 併せ営む法第一条第二項各号に掲げる業務の種類（同項第二号に掲げる信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。）</p> <p>2 前項第三号イに規定する引受けを行う信託財産の種類は、次に掲げる区分により記載するものとし、第四号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。</p> <p>一 金銭</p> <p>二 有価証券</p> <p>三 金銭債権</p> <p>四 動産</p> <p>五 土地及びその定着物</p> <p>六 地上権</p> <p>七 土地及びその定着物の賃借権</p> <p>八 担保権</p> <p>九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）</p> <p>十 特定持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六条に規定する特定持分をいう。）</p> <p>十一 種類を異にする二以上の財産</p> <p>十二 その他</p>	<p>七 委託者又は受益者に対する特別利益の提供に関する事項</p> <p>八 信託業務の運営の基本方針に関する事項</p> <p>九 信託契約の内容の明確化及び信託契約に係る情報提供に関する事項</p> <p>十 経理、帳簿書類及び帳簿の閲覧に関する事項</p> <p>十一 その他重要な事項</p> <p>（新設）</p>
<p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律</p>	<p>（信託契約の方式）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、信託契約を締結したときは、次</p>

第百五十四号) 第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関が既に供託している供託物の差替えを行

の各号に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。

- 一 信託契約の締結の年月日
- 二 委託者及び受益者の氏名又は名称並びに信託業務を営む金融機関の商号(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、名称)
- 三 信託の目的
- 四 信託契約の締結の際における信託財産の種類及び価額又は数量
- 五 信託契約期間
- 六 信託財産の運用又は管理に関する事項
- 七 信託の収益の計算の時期及び方法に関する事項
- 八 受益者に交付する信託財産の種類並びにその交付の時期及び方法に関する事項
- 九 信託報酬の額又は計算方法、支払義務者並びに支払の時期及び方法に関する事項
- 十 信託財産に関する租税、修繕費その他の費用に関する事項
- 十一 信託終了の場合における最終計算及びその報告に関する事項
- 十二 信託財産である金銭と他の信託財産である金銭との合同運用に関する事項
- 十三 信託契約の解除に関する事項
- 十四 信託業法第九条の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
- 十五 信託財産の運用状況の報告に関する事項
- 十六 その他重要な事項

2 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第二項に規

う場合は、差替えるために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

(削る)

定する貸付信託の契約の締結については、委託者に対する同条第二項に規定する受益証券の交付により前項の書面の交付に代えることができる。

3 信託業務を営む金融機関は、第一項の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第一項各号に掲げる事項を記録したものを交

	<p>付する方法</p> <p>4 前項各号に掲げる方法は、委託者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 信託業務を営む金融機関は、第三項の規定により第一項各号に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第三項各号に規定する方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>7 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)</p> <p>第六条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき(金融庁長官の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第二号により作成した保証契約締結届出書に契約書の写し</p>	<p>(国債の供託)</p> <p>第六条 信託業務を営む金融機関は、信託業務開始後一月以内に、信託業法第七条ただし書に規定する金額に相当する額の国債(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされ</p>

を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、別紙様式第三号により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第四号により作成した保証契約解除承認申請書により、金融庁長官に承認を申請しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした信託業務を営む金融機関が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 信託業務を営む金融機関は、金融庁長官の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第五号により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第六号により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

るものを含む。)を本店(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、主たる事務所。第十四条において同じ。)の所在地のもよりの供託所に供託しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、前項の供託を行つたときは、遅滞なくその旨を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に届け出なければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号に

(新設)

<p>において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日</p> <p>二 信託業務を営む金融機関が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除した日</p> <p>三 令第六条の権利の実行の手続が行われた場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則(平成十六年内閣府令・法務省令第 号)第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日</p> <p>四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日</p>	
<p>(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)</p> <p>第八条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項第一号において同じ。)</p> <p>二 地方債証券</p> <p>三 政府保証債券</p> <p>四 金融庁長官が指定した社債券その他の債券(記名式のもの及び</p>	<p>(新設)</p>

割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額
- 二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額
- 三 政府保証債券 額面金額百円につき九十五円として計算した額
- 四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times \text{発行の日から供託の日までの年数}$$

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(新設)

<p>(信託業務を営む金融機関の業務委託契約の内容)</p> <p>第十条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関が業務を委託する相手方（以下この条において「委託先」という。）は、委託先を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。</p> <p>二 委託先は、信託業務を営む金融機関の同意なく業務の再委託を行わないこと。</p> <p>三 委託先は、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、当該財産の管理及び処分の状況並びに前号に基づき信託会社の同意を得て行った業務の再委託の状況（再委託の契約内容及びその履行に関する状況を含む。）について説明しなければならないこと。</p> <p>四 委託先は、当該財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、これを閲覧させること。</p> <p>五 信託業務を営む金融機関は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該信託契約に基づく信託業務に係る信託業務を営む金融機関及び委託先との委託に係る契約を解除することができること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(信託の引受けに係る行為準則)</p> <p>第十一条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十四條第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とす</p>	<p>(新設)</p>

<p>る。</p> <p>一 委託者に対し、信託契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為</p> <p>二 自己又はその利害関係人（信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為</p> <p>三 その他法令に違反する行為</p>	
<p>（信託契約の内容の説明を要しない場合）</p> <p>第十二条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）</p> <p>二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）</p>	<p>（新設）</p>

<p>三 信託業務を営む金融機関の委託を受けた信託契約代理店が信託業法第七十六条において適用する同法第二十五条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合</p> <p>四 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託の契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第三条第二項に規定する信託約款の内容について説明を行った場合</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百六十一条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第百六十五条第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）第六十四条第三号から第二十一号までに掲げる事項の説明を行った場合</p> <p>六 法第五条ノ四の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）</p>	
<p>（信託契約締結時の交付書面の記載事項）</p> <p>第十三条 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量</p> <p>二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。）</p> <p>三 第一号の信託財産の取得日以降において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得</p>	<p>（新設）</p>

にあたる条件

- 2) 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類
 - 二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨
- 3) 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する信託業法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。
- 4) 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項
 - 二 信託法第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
 - 三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項
 - 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
- 5) 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 受益者に交付する信託財産の種類
 - 二 信託財産を交付する時期及び方法
 - 三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容

<p>6 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第十 一 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 信託報酬の額又は計算方法</p> <p>二 信託報酬の支払の時期及び方法</p> <p>7 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一項第十 六 号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 損失の危険に関する事項</p> <p>二 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約 をする場合には、その割合その他これに関する事項</p> <p>三 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項</p> <p>四 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び 当該制限の内容</p> <p>五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定め 関する事項</p> <p>イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理</p> <p>ロ 受託者の辞任</p> <p>ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任</p> <p>ニ 信託終了の事由</p>	
<p>(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)</p> <p>第十四条 法第四条第一項において適用する信託業法第二十六条第一 項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合と する。</p> <p>一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は次項に規定する 電磁的方法により当該委託者からあらかじめ同条第一項に規定す る書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの</p>	<p>(新設)</p>

要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合(当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

三 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託の契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者に対して同条第二項に規定する受益証券を交付した場合

四 資産の流動化に関する法律第百六十二条に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者に対して同法第百七十三条第一項に規定する受益証券を交付した場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関等(信託業務を営む金融機関又は信

(新設)

託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。以下この条において同じ。

）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）

の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

）

ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方

法）

ハ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えら

れた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2) 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了

する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を畫面により交付する場合、委託者の承諾（令第八条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十六条 令第八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）

（新設）

<p>む。)の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 前条第一項各号に規定する方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	
<p>(計算期間の特例)</p> <p>第十七条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合</p> <p>二 計算期間の初日から一年を経過した日(次号及び第四号において「応当日」という。)が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日(次号及び第四号において「休日等」という。)である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合</p> <p>三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合</p> <p>四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合</p> <p>五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合</p>	<p>(新設)</p>
<p>(信託財産状況報告書の記載事項等)</p> <p>第十八条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一</p>	<p>(新設)</p>

項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の総額の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に投資することを目的とする信託の場合には、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有するものに限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額

三 公社債につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における券面総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）

四 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十一項に規定する有価証券先

渡取引をいう。) 、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項(ただし、ロに掲げる事項にあつては、受益者(受益者である特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者(第六項において実質的受益者という。))を含む。以下この項、第二十二条第一項第三号及び同条第五項第二号において同じ。) からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項

ロ 不動産の売却を予定する信託の場合につき、物件ごとに、当期末現在における価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。))その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。)

ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合につき、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに計算期間中における全賃料収入(当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨)

ニ 当該不動産の売却が行われた場合につき、計算期間中におけ

る売買金額の総額

六 金銭債権につき、次に掲げる事項

イ 当期末現在における債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）その他の債権の内容に関する事項

ロ 債権の売買が行われた場合につき、計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

七 知的財産権につき、次に掲げる事項（ただし、へに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 知的財産権の種類、特許権者その他の知的財産権を有する者の氏名又は名称その他の知的財産権を特定するために必要な事項

ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利（以下この号において実施権等という。）が設定された場合につき、知的財産権ごとに、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合につき、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額

ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

八 第二号から前号に掲げる資産以外の資産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において対象資産という。）につき、対象資産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、へに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象資産の種類、権利者の氏名又は名称
その他の対象資産を特定するために必要な事項

ロ 対象資産に関して権利が設定された場合につき、対象資産ご
とに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内
容に関する事項

ハ 対象資産の売却を予定する信託の場合につき、対象資産ごと
に、当期末現在における評価額

ニ 対象資産ごとに、計算期間中における取引の状況

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託
に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、
直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、
契約ごとに、借入先、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期
間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事
項並びに借入の目的及び使途

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつ
ては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬
並びに委託する業務の内容

2 信託業務を営む金融機関は、前項第一号に掲げる事項の記載に当
たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況について
は当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の収支の状況につ
いては当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができ
る。

3 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明
瞭に記載しなければならない。

- 4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもつて表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。
- 5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成した上、これを受益者に交付しなければならない。
- 6 信託業務を営む金融機関は、第一項五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は証券取引法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法に基づく開示を行っている場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく開示義務がない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号ロ及びハに掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、第一項第五号ロ及びハに掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

- 第十九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合
 - 二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合にお

（新設）

いて、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号、以下「投信法」という。）第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対し、当該投資信託委託業者が同法第三十三条第一項に規定する運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三条に規定する認可投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

六 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

七 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付する

<p>ことにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合</p> <p>八 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十三条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運用管理機関等が同法第二十七条に規定する通知をするために必要な情報を提供している場合</p>	
<p>（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）</p> <p>第二十条 信託業務を営む金融機関（当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。</p> <p>21 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

<p>3 信託業務を営む金融機関は、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第一により作成し、次の各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間</p> <p>二 総勘定元帳 作成の日から五年間</p> <p>三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間</p>	
<p>(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)</p> <p>第二十一条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。</p> <p>一 内部管理に関する業務を的確に遂行することができる人的構成を確保すること。</p> <p>二 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。</p> <p>三 内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。</p> <p>2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。</p> <p>一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。)又は法令に基づき行政官庁の処分(外国の法令に基づき同様の処分を含む。)(以下この項において「法令等」という。)に適合す</p>	<p>(新設)</p>

<p>るかどうかを判断すること及び当該法令等を従業員に遵守させることをいう。)に関する業務</p> <p>二 内部監査及び内部検査に関する業務</p> <p>三 財務に関する業務</p> <p>3 信託業務を営む金融機関は、委託を行つた信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、信託契約代理店に対する指導及び信託契約代理店の信託契約代理業務に係る法令の遵守状況の検証を行うための十分な体制を整備しなければならない。</p> <p>4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この号及び次号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(信託財産に係る行為準則)</p> <p>第三十二条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。</p> <p>一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産</p>	<p>(新設)</p>

に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引

一 第三者が知り得る情報を利用して行う取引

二 当該信託財産にかかる受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

2 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

3 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により信託業務を営む金融機関が受益者に交付する書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引当事者

一 信託財産との取引の相手方となった者が信託業務を営む金融機関の利害関係人である場合には、信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となった者が信託業務を営む金融機関から委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、委託を受けた者との関係）

三 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項

四 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項

五 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量）

六 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）

七 取引の方法

八 取引を行った年月日

九 取引を行った理由

十 当該取引に関して信託会社（信託会社から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合にはその金額

十一 当該書面の交付年月日

十二 その他参考となる事項

4 信託会社は、法第四条第一項において準用する法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたときは、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を受益者に交付しなければならない。

5 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は情報通信を利用

する方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第九条各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第四条第一項において準用する法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

三 法第四条第一項において準用する法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法により同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

四 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行つた場合において、同

<p>法第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く）のみの指図により法第四条第一項において準用する法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合</p>	
<p>（第三者に契約締結の代理又は媒介を委託することのできない信託契約）</p> <p>第二十三条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める信託契約は、令第三条第一号及び第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）</p> <p>第二十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 変更後の業務の種類又は方法書案</p> <p>三 業務の種類又は方法書の変更箇所の新旧対照表</p> <p>四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該申請の内容が委託者又は受益者の利益を損なうものでない</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関は、法第五条第一項の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該申請の内容が受益者の利益を損なうものでないこと。</p>

<p>いし。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>(代理店の定義)</p> <p>第七条の二 法第五条第二項に規定する代理店とは、信託業務を営む金融機関の委任を受けて、当該金融機関のために、信託業務の全部又は一部の代理をするものをいう。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(代理店の設置者等)</p> <p>第七条の二の二 法第五条第二項に規定する代理店を設置することができる者は、信託業務を営む金融機関とし、同項に規定する代理店となることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫とする。</p> <p>2) 代理店は、令第二条の二各号に掲げる業務を取り扱うことができない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(代理店の設置の認可等の申請等)</p> <p>第七条の三 信託業務を営む金融機関は、法第五条第二項の規定による代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 代理店の設置又は廃止が株主総会又は取締役会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、理事会。以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づき執行役の決定があつたときは、当該取締</p>

	<p>役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面)</p> <p>三 代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の信託業務の内容及び代理業務を営む店舗（以下この条において「取扱店舗」という。）の名称を記載した代理店契約書の案</p> <p>四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 信託業務に係る知識及び経験を有する人材の確保の状況、信託業務の執行に係る体制等に照らし、代理店となろうとする者が当該申請に係る代理業務を的確に遂行することができること。</p> <p>二 当該申請に係る代理業務を営むことが、代理店となろうとする者が申請時に営んでいる業務の遂行を妨げるおそれがないこと。</p> <p>三 取扱店舗の店頭に当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）の代理店である旨掲示すること。</p> <p>四 取扱店舗内に取り扱う代理業務の種類を記載した書面を備え置くこと。</p> <p>五 当該代理店が顧客に対して使用する書面に当該代理店が申請者の代理店である旨を記載すること。</p> <p>六 申請者が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、本店に備え置くこと。</p> <p>イ 代理店の名称及び所在地</p> <p>ロ 代理業務の種類</p> <p>ハ 代理業務の開始年月日</p> <p>ニ 取扱店舗の名称</p>
--	--

(削る)

七 当該代理店を設置する者が、当該申請に係る代理業務について、適切に指導を行うことができること。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該代理店の廃止についてやむを得ない理由があること。

二 受益者の保護に欠けるおそれがないこと。

4 信託業務を営む金融機関は、代理店の信託業務の内容を変更しようとするときは、金融庁長官等の承認を受けなければならない。

5 信託業務を営む金融機関は、前項の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

6 第二項の規定は、前項の規定による承認の申請に係る金融庁長官等の審査について準用する。

(代理店業務と本体で行う業務との誤認防止)

第七条の四 金融機関(商工組合中央金庫を含む。以下この条において同じ。)が代理店として信託業務を行う場合(代理店としてのみ信託業務を行う場合に限る。)には、業務の方法に応じ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該金融機関が代理店として信託業務を行う旨の説明を行わなければならない。

2 金融機関が代理店として信託業務を行う場合(前項に掲げる場合を除く。)には、業務の方法に応じ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該金融機関が本体で行う信託業務であると誤認することを防止するための説明を行わなければならない。

<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第二十五条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。</p> <p>2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第八条 令第三条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。</p> <p>2 令第三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p>
<p>(定型的信託約款の変更に係る認可の申請等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定型的信託約款の変更に係る認可の申請等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(定型的信託約款の変更の公告)</p> <p>第二十七条 (略)</p>	<p>(定型的信託約款の変更の公告)</p> <p>第十条 (略)</p>
<p>(利益補足契約の最高利益歩合)</p> <p>第二十八条 信託業務を営む金融機関が、法第五条ノ四の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場 合においては、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えて はならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(損失の補てん等を行うことができる信託契約)</p>	<p>(新設)</p>

第二十九条 法第五条ノ四に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

- 一 有価証券（証券取引法第二条第一項（同法第二条第一項第七号の三に掲げるものを除く。）及び第二項に規定する有価証券をいう。この条において同じ。）
- 二 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に係る権利
- 四 証券取引法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引に係る権利
- 六 証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 七 証券取引法第二条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 八 証券取引法第二条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 九 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等に係る権利
- 十 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場に相当す

る外国の市場において行われる取引であつて、同条第六項に規定する先物取引に類するものを含む。)

主として前各号に掲げる資産に投資することを目的とする金銭の信託の受益権(第一号に掲げるものに該当するものを除く。)

十一 有価証券を信託する信託の受益権

(信託業務報告書等)

第三十条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに、当該営業年度終了の日までの間の信託業務の状況について別紙様式第八号により信託業務報告書を作成し、当該営業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3・4 (略)

5| 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別紙様式第九号により作成した信託業法第二十二條第一項の規定による業務委託の状況表

二 信託業法第二十九條第二項に規定する取引の概要を記載した書類

(信託業務報告書等)

第十一條 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第一号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに、当該営業年度終了の日までの間の信託業務の状況について別紙様式第二号により信託業務報告書を作成し、当該営業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3・4 (略)

(新設)

(削る)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧等)

第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに、信託業務に係る業務及び財産の状況に関する事項として次に掲げるものを記載した説明書類を作成し、当該金融機関（代理店を除く。）の営業所等に備え置き、公衆の総覧に供しなければならない。

一 信託業務の内容

二 信託業務に係る業務及び財産に関する次に掲げる事項

イ 直近の五営業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 信託報酬

(2) 信託勘定貸出金残高

(3) 信託勘定有価証券残高

(4) 信託財産額

ロ 直近の二営業年度における信託業務に係る業務及び財産の状況を示す指標として別表に掲げる事項

2] 前項の「営業所等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 令第二条第一号及び第二号に掲げる金融機関にあつては、営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。）

二 令第二条第三号から第六号まで及び第十号から第十二号までに掲げる金融機関にあつては、事務所（無人の事務所及び外国に所在する事務所を除く。）

三 令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事務所（信用事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を

<p>(削る)</p>	<p>(業務開始の届出)</p> <p>第十二条 信託業務を開始した金融機関は、遅滞なくその旨を金融庁長官等に届け出なければならない。</p>
<p>(届出事項)</p> <p>第三十一条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。</p> <p>一 信託業務を開始したとき。</p> <p>二 信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となつたとき又は</p>	<p>除く。)</p> <p>3 信託業務を営む金融機関は、第一項の規定により作成した説明書類の縦覧を、当該金融機関の営業年度経過後四月以内に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係る当該説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 信託業務を営む金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>6 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金融機関が第三項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p>

当該訴訟若しくは調停が終結したとき。

二 自己を所屬信託兼営金融機関（法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼営金融機関をいう。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つたとき（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）。

2) 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときはその旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

一 信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。

二 代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この条において同じ。）の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとするとき。

3) 信託業務を営む金融機関は、前項第二号の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の業務の内容を記載した代理店契約書の案

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

4 信託業務を営む金融機関が、当該金融機関の役員、従業員又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次の各号に該当する行為を行つたことを知つた場合、当該事実を知つた日から三十日以内に当該行為の概要等について金融庁長官等に届け出なければならぬ。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第百三十六号）に違反する行為

三 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地を監督当局に報告したもの

七 その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

第十二条之二 信託業務を営む金融機関が、当該金融機関の役員、従業員又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次の各号に該当する行為を行つたことを知つた場合、当該事実を知つた日から三十日以内に当該行為の概要等について金融庁長官等に届け出なければならぬ。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第百三十六号）に違反する行為

三 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地を監督当局に報告したもの

七 その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

<p>(認可の失効)</p> <p><u>第三十二条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(認可の失効)</p> <p><u>第十三条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(経由官庁)</p> <p><u>第三十三条</u> 金融機関は、<u>第一条第一項</u>に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、<u>令第十五条第一項</u>の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。</p>	<p>(経由官庁)</p> <p><u>第十四条</u> 金融機関（<u>令第二条第五号、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。）</u>並びに同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関（都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。）を除く。）は、申請書、信託業務報告書その他この府令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。</p>

<p>2 金融機関は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務事務所長がある場合にあつては、当該財務事務所長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>2 金融機関は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務事務所長がある場合にあつては、当該財務事務所長を経由して提出しなければならない。</p>
<p>(予備審査) 第三十四条 (略)</p> <p>(標準処理期間) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(予備審査) 第十五条 (略)</p> <p>(標準処理期間) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この府令の施行の際現に法第一条第一項の認可を受けている信託業務を営む金融機関に係る業務の種類及び方法書については、平成十七年 月 日までの間は、この府令による改正後の第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 この府令の施行の際現に法第一条第一項の認可を受けている信託業務を営む金融機関に係る業務に係る法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の記載方法については、平成十七年 月 日までの間は、この府令による改正後の第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第三号及び同条第七項第一号</p>	

に掲げる事項の記載を省略することができる。

3) この府令の施行の際現に法第一条第一項の認可を受けている信託業務を営む金融機関に係る業務を受託者とする信託のうち、この府令の施行日以後に計算期間が開始し、平成十七年 月 日までに到来する計算期間に関して作成すべき信託財産状況報告書の記載方法については、この府令による改正後の第十八条の規定にかかわらず、受益者に交付する信託財産の種類及び数量を記載することにより、同条第一項各号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4) この府令の施行の際現に法第一条第一項の認可を受けている信託業務を営む金融機関に係る業務を受託者とする信託のうち、この府令の施行後に計算期間が開始し、平成十七年 月 日までに終了する計算期間に関して作成すべき法第四条第一項において適用する信託業法第二十九条第三項に規定する書面の記載方法については、この府令による改正後の第二十二條第三項の規定にかかわらず、同項第四号から第十号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

5) この府令による改正後の第三十条に規定する別紙様式は、平成十七年 月 日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

別表第一 (第三十条第三項関係)

帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
信託勘定元帳	勘定科目、借方、貸方、残	借方欄、貸方欄には、勘定	信託勘定元帳の科目につい

<p>総勘定元帳</p>	<p>勘定科目、計 上年月日、借 方、貸方、残 高</p>	<p>勘定科目欄に は、業務報告 書のうち、貸 借対照表及び 損益計算書の 様式に示され ている科目を 掲記し、借方 欄、貸方欄に 変動状況を記 載すること。</p>	<p>総勘定元帳の 科目について 日々の変動及 び残高を記載 した日計表を 作成する場合 は、当該日計 表のつづりを もって総勘定 元帳とするこ とができる。</p>		<p>高</p>	<p>科目ごとの変 動状況を記載 すること。</p>	<p>て日々の変動 及び残高を記 載した日計表 を作成する場 合は、当該日 計表のつづり をもって信託 勘定元帳とす ることができる。 る。</p>	
--------------	---	---	---	--	----------	------------------------------------	--	--

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第2号（第6条第1項関係）

（日本工業規格 A4）

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令施行令第5条第3号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を解除したので、届け出ます。

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

1. 各種信託の残高

（単位：百万円）

区 分	指 定 金 銭 信 託		特定金銭 信 託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職 年金信託	厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規 約 型 企業年金 信 託	基 金 型 企業年金 信 託	貸付金口	株 式 口
元 本											
売 渡 手 形 等											
収 益											
仮 受 金											
そ の 他											
債 権 償 却 準 備 金											
特 別 留 保 金											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
負 債 合 計											

(単位：百万円)

区 分	財 産 形 成 給 付 信 託		財 産 形 成 投 資 基 金 信 託	貸 付 信 託			投 資 信 託	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
	財 産 形 成 給 付 金 信 託	財 産 形 成 基 金 信 託		収 益 分 配 型	収 益 満 期 受 取 型	収 益 運 用 口		
元 本								
売 渡 手 形 等								
収 益								
仮 受 金								
そ の 他								
債 権 償 却 準 備 金								
特 別 留 保 金								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
負 債 合 計								

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の 信 託	動産の信託	土地及び その定着物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土地及び その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備 金										
特 別 留 保 金										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
負 債 合 計										()

(記載上の注意)

3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区 分	指定金銭信託		特定金銭 信 託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職 年金信託	厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規約型企業 年金信託	基金型企業 年 金 信 託	貸 付 金	株 式 口
貸 出 金											
有 価 証 券											
投資信託外国投資											
信 託 受 益 権											
貸付有価証券											
金 銭 債 権											
動 産 不 動 産											
地 上 権											
不動産の賃借権											
そ の 他 債 権											
買 入 手 形											
コ ー ル ロ ー ン											
銀 行 勘 定 貸											
現 金 預 け 金											
そ の 他											
資 産 合 計											

(単位：百万円)

区 分	財産形成給付信託		財産形成 投資基金 信 託	貸 付 信 託			投 資 信 託	う ち みなす投資 信 託	金 銭 信 託 以外の金銭 の 信 託
	財 産 形 成 給付金信託	財 産 形 成 基 金 信 託		収 益 分 配 型	収 益 満 期 受 取 型	収 益 運 用 口			
貸 出 金									
有 価 証 券									
投資信託外国投資									
信託受益権									
貸付有価証券									
金 銭 債 権									
動 産 不 動 産									
地 上 権									
不動産の賃借権									
そ の 他 債 権									
買 入 手 形									
コ ー ル ロ ー ン									
銀 行 勘 定 貸									
現 金 預 け 金									
そ の 他									
資 産 合 計									

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の信託	動産の信託	土地及び その定着物 の信託	地 上 権 の 信 託	土地及び その定着物 の賃借権の 信 託	包括信託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
貸 出 金										
有 価 証 券										
投資信託外国投資										
信託受益権										
貸付有価証券										
金 銭 債 権										
動 産 不 動 産										
地 上 権										
不動産の賃借権										
そ の 他 債 権										
買 入 手 形										
コ ー ル ロ ー ン										
銀 行 勘 定 貸										
現 金 預 け 金										
そ の 他										
資 産 合 計										

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
その他の			
合計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを（）で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類		件数	元本額
金銭債権	貸付債権		
	売掛債権		
	その他の		
動産			
不動産			
地上権			
不動産の貸借権			
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
その他の			
合計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること。
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元本の補てん等の有無			計	運用財産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある 信託	元本の補てん及び利 益の補足のある信託		
指定金銭信託	合 同 運 用					
	単 独 運 用					
特 定 金 銭 信 託						
金 銭 投 資 基 金 信 託						
年 金 信 託	適格退職年金信託					
	厚生年金基金信託					
	国民年金基金信託					
	規約型企業年金信託					
	基金型企業年金信託					
年 金 投 資 基 金 信 託	貸 付 金 口					
	株 式 口					
財 産 形 成 給 付 信 託	財産形成給付金信託					
	財産形成基金信託					
財産形成投資基金信託						
貸 付 信 託	収 益 分 配 型					
	収 益 満 期 受 取 型					
	収 益 運 用 口					
投 資 信 託						
計						—
(うち再信託を除いた計数)		—	()	()	()	()

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 2 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 1 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 2 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。
 - (1) 破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金
 - (2) 延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から6カ月以上遅延している貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものを以

外のをいう。以下同じ。)に該当する貸出金

- (3) 3カ月以上延滞債権(当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。)に該当する貸出金
 - (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。)に該当する貸出金
- 4 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	
社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

信託業務報告書

（記載上の注意）

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

1. 各種信託の残高

（単位：百万円）

区 分	指 定 金 銭 信 託		特定金銭 信 託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職 年金信託	厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規 約 型 企業年金 信 託	基 金 型 企業年金 信 託	貸付金口	株 式 口
元 本											
売 渡 手 形 等											
収 益											
仮 受 金											
そ の 他											
債 権 償 却 準 備 金											
特 別 留 保 金											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
・ ・ ・											
負 債 合 計											

(単位：百万円)

区 分	財 産 形 成 給 付 信 託		財 産 形 成 投 資 基 金 信 託	貸 付 信 託			投 資 信 託	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託
	財 産 形 成 給 付 金 信 託	財 産 形 成 基 金 信 託		収 益 分 配 型	収 益 満 期 受 取 型	収 益 運 用 口		
元 本								
売 渡 手 形 等								
収 益								
仮 受 金								
そ の 他								
債 権 償 却 準 備 金								
特 別 留 保 金								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
負 債 合 計								

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の 信 託	動 産 の 信 託	土地及び その定着 物の信託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び その定着物 の賃借権の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管 理 信 託	運 用 信 託								
元 本										
売 渡 手 形 等										
収 益										
仮 受 金										
そ の 他										
債 権 償 却 準 備 金										
特 別 留 保 金										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
・ ・ ・										
負 債 合 計										()

(記載上の注意)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 2 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

2. 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区 分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資 基金信託	年 金 信 託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職 年金信託	厚生年金 基金信託	国民年金 基金信託	規約型企業 年金信託	基金型企業 年金信託	貸付金	株式口
貸 出 金											
証 書 貸 付											
手 形 貸 付											
割 引 手 形											
有 価 証 券											
国 債											
地 方 債											
短 期 社 債											
社 債											
株 式											
外 国 証 券											
そ の 他 の 証 券											
貸付信託受益証券											
投資信託受益証券											
投資信託外国投資											
信 託 受 益 権											
指定金銭信託受益権											
金銭投資基金信託 受 益 権											
年金投資基金信託 受 益 権											
財産形成投資基金 信 託 受 益 権											
貸付信託収益運用口 受 益 権											
その他の信託受益権											
貸 付 有 価 証 券											
金 銭 債 権											
生 命 保 険 債 権											
住 宅 貸 付 債 権											
その他の金銭債権											
動 産 不 動 産											
動 産											
不 動 産											
地 上 権											
不 動 産 の 賃 借 権											
そ の 他 債 権											
買 入 手 形											
コ ー ル ロ ー ン											
銀 行 勘 定 貸											
現 金 預 け 金											
現 金											
預 け 金											
そ の 他											
共同受託振替勘定											
そ の 他											
資 産 合 計											

(単位：百万円)

区 分	財産形成給付信託		財産形成 投資基金 信託	貸 付 信 託			投 資	信 託		金 銭 信 託 以外の金銭 の 信 託
	財産形成 給付金信託	財産形成 基金信託		収益分配型	収益満期 受取型	収益運用口		う み な す 投 資 信	ち な す 投 資 信	
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手 形 貸 付										
割 引 手 形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短 期 社 債										
社 債										
株 式										
外 国 証 券										
そ の 他 の 証 券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投資信託外国投資										
信 託 受 益 権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託 受 益 権										
年金投資基金信託 受 益 権										
財産形成投資基金 信 託 受 益 権										
貸付信託収益運用口 受 益 権										
その他の信託受益権										
貸 付 有 価 証 券										
金 銭 債 権										
生 命 保 険 債 権										
住 宅 貸 付 債 権										
そ の 他 の 金 銭 債 権										
動 産 不 動 産										
動 産										
不 動 産										
地 上 権										
不 動 産 の 賃 借 権										
そ の 他 債 権										
買 入 手 形										
コ ー ル ロ ー ン										
銀 行 勘 定 貸										
現 金 預 け 金										
現 金										
預 け 金										
そ の 他										
共 同 受 託 振 替 勘 定										
そ の 他										
資 産 合 計										

(単位：百万円)

区 分	有価証券の信託		金銭債権 の信託	動産の信託	土地及び その定着物 の信託	地 上 権 の 信 託	土地及び その定着物 の賃借権の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計
	管理信託	運用信託								
貸 出 金										
証 書 貸 付										
手 形 貸 付										
割 引 手 形										
有 価 証 券										
国 債										
地 方 債										
短 期 社 債										
社 債										
株 式										
外 国 証 券										
そ の 他 の 証 券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
投 資 信 託 外 国 投 資										
信 託 受 益 権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託 受 益 権										
年金投資基金信託 受 益 権										
財産形成投資基金 信 託 受 益 権										
貸付信託収益運用口 受 益 権										
その他の信託受益権										
貸 付 有 価 証 券										
金 銭 債 権										
生 命 保 険 債 権										
住 宅 貸 付 債 権										
その他の金銭債権										
動 産 不 動 産										
動 産										
不 動 産										
地 上 権										
不 動 産 の 賃 借 権										
そ の 他 債 権										
買 入 手 形										
コ ー ル ロ ー ン										
銀 行 勘 定 貸										
現 金 預 け 金										
現 金										
預 け 金										
そ の 他										
共同受託振替勘定										
そ の 他										
資 産 合 計										

(記載上の注意) 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）			
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを () で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信託財産の種類	件数	元本額
金銭債権	貸付債権	
	売掛債権	
	その他	
動産		
不動産		
地上権		
不動産の賃借権		
特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
育成者権等（育成者権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
著作権等（著作権、出版権又はその著作隣接権をいう。）		
商標権等（商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）		
その他		
合計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたものの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元本の補てん等の有無				計	運用財産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある 信 託	元本の補てん及び利 益の補足のある信託			
指定金銭信託	合 同 運 用						
	単 独 運 用						
特 定 金 銭 信 託							
金 銭 投 資 基 金 信 託							
年 金 信 託	適格退職年金信託						
	厚生年金基金信託						
	国民年金基金信託						
	規約型企業年金信託						
	基金型企業年金信託						
年 金 投 資 基 金 信 託	貸 付 金 口						
	株 式 口						
財 産 形 成 給 付 信 託	財産形成給付金信託						
	財産形成基金信託						
財産形成投資基金信託							
貸 付 信 託	収 益 分 配 型						
	収 益 満 期 受 取 型						
	収 益 運 用 口						
投 資 信 託							
計							—
(うち再信託を除いた計数)		—	()	()	()	()	—

6. 信託財産

(1) 貸出金

(単位：百万円)

区 分		前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
長 期 資 金	設 備 資 金		
	運 転 資 金		
	小 計		
短 期 資 金			
合 計			

(2) 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 付 金	割 引 手 形
自 行 預 金		
信 託 受 益 権		
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		

7. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		金銭債権の信託	
株式		動産の信託	
外国証券		土地及びその定着物の信託	
その他の証券		地上権の信託	
投資信託有価証券	投資信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
受託有価証券			
貸付有価証券			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
動産不動産			
動産			
不動産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注)

3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次に掲げる債権に該当する額及び合計額を記載すること。
 - 破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金
 - 延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から6カ月以上遅延している貸出金であって、（1）に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金
 - 3カ月以上延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
 - 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金（（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
- 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		指 定 金 銭 信 託	
証 書 貸 付		特 定 金 銭 信 託	
手 形 貸 付		年 金 信 託	
割 引 手 形		財 産 形 成 給 付 信 託	
有 価 証 券		貸 付 信 託	
国 債		投 資 信 託	
地 方 債		金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	
短 期 社 債		有 価 証 券 の 信 託	

社 債		金 銭 債 権 の 信 託	
株 式		動 産 の 信 託	
外 国 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		地 上 権 の 信 託	
投 資 信 託 有 価 証 券		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	
投 資 信 託 外 国 投 資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
受 託 有 価 証 券			
貸 付 有 価 証 券			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
動 産 不 動 産			
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計		合 計	

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
貸 出 金 利 息		信 託 報 酬	
有 価 証 券 利 息 配 当		支 払 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息		支 払 手 数 料	
信 託 受 益 者 配 当		経 費	
有 価 証 券 貸 付 料		投 資 信 託 委 託 者 報 酬	
金 銭 債 権 収 益		有 価 証 券 売 却 損	
動 産 収 益		投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 損	
不 動 産 収 益		動 産 不 動 産 売 却 損	
* 収 益 調 整 益		有 価 証 券 償 還 損	
* 投 資 信 託 解 約 差 益		* 収 益 調 整 損	
有 価 証 券 売 却 益		* 投 資 信 託 解 約 差 損	
投 資 信 託 有 価 証 券 売 却 益		貸 出 金 償 却	
動 産 不 動 産 売 却 益		有 価 証 券 償 却	
有 価 証 券 償 還 益		動 産 不 動 産 償 却	
償 却 債 権 取 立 益		* 特 別 留 保 金 繰 入	
受 入 手 数 料		* …	
* 特 別 留 保 金 戻 入		* …	
* …		* …	
* …		そ の 他 の 支 出	
* …		* 異 期 決 算 信 託 収 益 繰 入	
そ の 他 の 収 入		信 託 利 益	
* 異 期 決 算 信 託 収 益 戻 入			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

- 1 *印の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。
- 2 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
- 3 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	

2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産（次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。）	
4	船舶	
5	航空機（航空機法第2条第1項に規定する航空機をいう。）	
6	自動車（道路運送車両法第2条第1項に規定する自動車をいう。）	
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
10	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
11	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
12	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
13	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
14	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
15	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
16	前各号に掲げる資産以外の資産	

（記載上の注意）

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

指図を行う者の商号又は名称	所在地

(記載上の注意)

投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条に規定する認可投資顧問業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

11. 代理店の増減

前期末	当期末	増減(△)

12. 財産に関する遺言の執行

前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	件数

13. 会計の検査

前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在数

14. 財産の取得、処分又は貸借に関する代理・媒介

(単位：百万円)

種類	件数	取扱額
取得		
(うち不動産)		
処分		
(うち不動産)		
貸借		
(うち不動産)		
(うち金銭)		
計		

15. 財産の管理（関連する信託事務を含む）及び財産の整理又は清算に関する代理事務

種類	前期繰越件数	当期引受件数	当期終了件数	当期末現在件数
管理				
財産の整理又は清算				

16. その他代理事務

(単位：百万円)

種類	前期繰越件数	当期整理等高	当期整理等高	当期末現在整理等未済高
債権の取立				
債務の履行				

17. 株式事務の代行

(単位：社、千名)

区分	前期末現在	当期末現在	増減(△)
受託会社数			
管理株主数			

業務委託の状況表

信託の 区分	委託した 業務の内容	委託先	委託した理由

（記載上の注意）

営業年度中に業務委託契約を締結したものについて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>（証券取引所における取引証拠金の分別管理）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（同法第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（証券取引所における取引証拠金の分別管理）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</u></p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(信認金の運用方法)</p> <p>第四条 法第三十五条の四第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（同法第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものに限る。）</u></p> <p>(金融先物取引所における取引証拠金の分別管理)</p> <p>第五条の五 (略)</p> <p>2 金融先物取引所は、法第三十七条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかかなものに限る。）</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(信認金の運用方法)</p> <p>第四条 法第三十五条の四第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものに限る。）</u></p> <p>(金融先物取引所における取引証拠金の分別管理)</p> <p>第五条の五 (略)</p> <p>2 金融先物取引所は、法第三十七条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかかなものに限る。）</u></p> <p>3 (略)</p>

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 法第六十九条第一項の内閣府令で定める者は次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社(信託業法(平成十六年法律 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)

三～十五 (略)

6 (略)

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十八条 金融先物取引業者は、法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金については、次項に定める場合を除くほか、次に掲げる方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 (略)

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

2 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 法第六十九条第一項の内閣府令で定める者は次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社

三～十五 (略)

6 (略)

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十八条 金融先物取引業者は、法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金については、次項に定める場合を除くほか、次に掲げる方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 (略)

二 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託(信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

2 (略)

3 金融先物取引業者は、法第八十一条第二項に規定する財産については、前二項に規定するものを除くほか、これらの価額の合計額が次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

一～三 (略)

四 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

3 金融先物取引業者は、法第八十一条第二項に規定する財産については、前二項に規定するものを除くほか、これらの価額の合計額が次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

一～三 (略)

四 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託（信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）最終改正：平成一五年九月二四日内閣府令第八二号

改 正 案	現 行
<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社（<u>信託業法（平成十六年法律第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）</u>、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。））、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、<u>信託会社</u>その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。））、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二～四 （略）</p>

○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）最終改正：平成一六年三月二日内閣府令第九号

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第百八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>十二～十五 （略）</p> <p>十六 信託業法（平成十六年法律第 号）第四十二条第三項（</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第百八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第四十八条第三項において準用する同法第二十三条第二項（同法第六十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>十三～十六 （略）</p> <p>（新設）</p>

同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項、第八十条第二項及び第百条第二項

十七～三十三 （略）

2・3 （略）

別紙様式 1～3 （略）

十七～三十三 （略）

2・3 （略）

別紙様式 1～3 （略）

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等)</p> <p>第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一～二十二 (略)</p> <p>二十三 自らを子会社とする保険会社（<u>法第四条の四第一項第四号</u>に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務</p> <p>二十四～二十六 (略)</p> <p>2 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から<u>第三十八号</u>まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして<u>第三十九号</u>に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 信用協同組合等の業務（<u>信託業務を除く。</u>）の代理（当該代理を行う会社を子会社とする信用協同組合等のために行うものに限る。）</p> <p>一の二 <u>信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省</u></p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等)</p> <p>第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一～二十二 (略)</p> <p>二十三 自らを子会社とする保険会社（<u>法第四条の四第一項第三号</u>に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務</p> <p>二十四～二十六 (略)</p> <p>2 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から<u>第三十四号</u>まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして<u>第三十五号</u>に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 信用協同組合等の業務の代理（当該代理を行う会社を子会社とする信用協同組合等のために行うものに限る。）</p> <p>(新設)</p>

令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するもの。）

三の二～六 (略)

(削る)

(削る)

七・八 (略)

九・十 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合の契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

三十五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～六 (略)

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

九・九の二 (略)

十・十の二 (略)

十一～二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合の契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四～三十四 (略)

(新設)

<p><u>三十六 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第四条の四第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>三十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（この項第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（当該業務を行う会社を子会社とする信用協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行（法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>三十八 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務</u></p> <p><u>三十九・四十</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>第二項第四十号</u>に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの</p>	<p>（新設）</p> <p><u>三十五・三十六</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>第二項第三十六号</u>に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの</p>

5 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第四条の四第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第八号に規定する持株会社とする。

8 法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

9 法第四条の四第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは

5 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(新設)

6 法第四条の四第二項第五号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第六号に規定する持株会社とする。

7 法第四条の四第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第六号に規定する持株会社とする。

(新設)

、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社（法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

㉟ 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 （略）
- 二 第二項第三十九号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）
- 三 第二項第四十号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（証券専門会社等の業務等）

第三条の八 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第三条の二第二項第三十五号から三十八号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

8 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 （略）
- 二 第二項第三十五号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）
- 三 第二項第三十六号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（証券専門会社等の業務等）

第三条の八 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第三条の二第二項第三十五号から三十八号までに掲げる業務については法第四条の四第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

- 3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

- 4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第

一～三 (略)

四 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

- 3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第五号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

- 4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第

一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第三条の二第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつ

一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第五号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第五号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、第三条の二第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつ

ては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は第四条の四第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社又は証券仲介専門会社及び信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子

ては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は第四条の四第一項第四号及び第五号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

(新設)

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

(新設)

会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第四条の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第三条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第四条の四第二項第七号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第三条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五条から第三十八条までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第四条の四第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第三条の二第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 （略）

三 法第四条の四第二項第五号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第三条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第四条の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第三条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

（新設）

8 （略）

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十二条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
 - 二 信用協同組合等の主要な事業の内容 (信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)
 - 三 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項
 - イ (略)
 - ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)
 - (1)～(12) (略)
 - (13) 信託報酬
 - (14) 信託勘定貸出残高
 - (15) 信託勘定有価証券残高
 - (16) 信託財産額
 - ハ (略)
 - 四 (略)
 - 五 協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ・ロ (略)
 - ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
- ニ～チ

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十二条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
 - 二 信用協同組合等の主要な事業の内容
 - 三 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項
 - イ (略)
 - ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (1)～(12) (略)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - ハ (略)
 - 四 (略)
 - 五 協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ・ロ (略)
 - (新設)
- ハ～ト

2 (略)

(届出事項)

第十六条 法第七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二～二十五 (略)

2～6 (略)

別表

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を 示す指標	(略)
預金に関する指標	(略)

2 (略)

(届出事項)

第十六条 法第七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二～二十五 (略)

2～6 (略)

別表

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を 示す指標	(略)
預金に関する指標	(略)

貸出金等に関する指標	(略)	貸出金等に関する指標	(略)
有価証券に関する指標	(略)	有価証券に関する指標	(略)
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	<p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p>		

九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高

十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>七 （略）</p> <p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p><u>第五十二条の七 法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第十二号の四により作成した供託届出書に、供託物受入れの記載がある供託書正本を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 保険金信託業務を行う生命保険会社等（令第十三条の三に規定する「保険金信託業務を行う生命保険会社等」をいう。以下同じ。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために</u></p>	<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p><u>七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第四項第一号（定義）に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</u></p> <p><u>八 （略）</u></p> <p>（新設）</p>

新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託物受入れの記載がある供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第五十二条の八 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき（金融庁長官の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様式第十二号の五により作成した保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、別紙様式第十二号の六により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第十二号の七により作成した保証契約解除承認申請書により、金融庁長官に承認を申請しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした保険金信託業務を行う生命保険会社等が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、金融庁長官の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第十二号の八により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第十二号の九により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提

(新設)

示しなければならない。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 生命保険会社（外国生命保険会社等及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）を含む。）

二 損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。）

三 長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条（事業免許）の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

五 農林中央金庫

六 商工組合中央金庫

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六条（事業免許）の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号（種類）に規定する信用協同組合及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不

(新設)

(新設)

足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が令第十三条の三第三号の承認（次号において「承認」という。）を受けて法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約（以下この号及び次号において「契約」という。）の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額（同条第三項に規定する契約金額を含む。）が令第十三条の二に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除した日

三 令第十三条の四の権利の実行の手続が行われた場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府令・法務省令第 号）第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるも

（新設）

のとする。

一 国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。）

二 政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。次条第一項において同じ。）

三 地方債

四 社債その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて営業保証金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債 額面金額

二 政府保証債 額面金額百円につき九十五円として計算した額

三 地方債 額面金額百円につき九十円として計算した額

四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

(新設)

額面金額 — 発行価額

×

発行の日から償還の日までの年数

発行の日か

ら供託の日

までの年数

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(保険金信託業務を行う生命保険会社等の業務委託契約の内容)

第五十二条の十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務（以下「保険金信託業務」という。）を委託する相手方（以下この条において「委託先」という。）は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、当該財産の管理及び処分の状況並びに前号に基づき保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意を得て行った業務の再委託の状況（再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。）に

(新設)

ついて説明しなければならないこと。

四 委託先は、当該財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該信託契約に基づく保険金信託業務に係る保険金信託業務を行う生命保険会社等と委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託の引受けに係る行為準則)

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 委託者に対し、信託契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 自己との間で信託契約を締結することを条件として自己の利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この章において同じ。）が委託者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該委託者との間で当該信託契約を締結する行為

三 自己又はその利害関係人の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に

(新設)

利用して信託契約を締結する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等の委託を受けた信託契約代理店が信託業法第七十六条において準用する同法第二十五条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

(新設)

(新設)

- 一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量
 - 二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。）
 - 三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得にあたっての条件
- 2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類
 - 二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨
- 3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。
- 4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項
 - 二 信託法（大正十一年法律第六十二号）第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
 - 三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項
 - 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 受益者に交付する信託財産の種類
- 二 信託財産を交付する時期及び方法
- 三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容

6 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 信託報酬の額又は計算方法
- 二 信託報酬の支払の時期及び方法

7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 損失の危険に関する事項
- 二 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項
- 三 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- 四 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、それに関する事項
 - イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理
 - ロ 受託者の辞任
 - ハ 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任
 - ニ 信託終了の事由

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は情報通信を利用する方法により当該委託者からあらかじめ法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、同項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委

（新設）

（

（新設）

託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数

の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイル
をいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項
を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって
調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するもので
なければならない。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力すること
により書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る
電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法
を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイル
に記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであ
ること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確
認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイ
ルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するもので
あること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項
に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了
する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは
、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅
い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができ
ないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面

により交付する場合、委託者の承諾（信託業法施行令第十三条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五十二条の十八 令第十三条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

二 前条第一項各号に規定する方法のうち保険金信託業務を行う生

(新設)

命保険会社等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合

四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この項において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

- 一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の損益の状況
- 二 金銭債権につき、次に掲げる事項
 - イ 当期末現在における債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）その他の債権の内容に関する事項
 - ロ 債権の売買が行われた場合につき、計算期間中における債権の種類ごとの売買総額
- 三 前号に掲げる資産以外の資産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において対象資産という。）につき、対象資産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
 - イ 当期末現在における対象資産の種類、権利者の氏名又は名称その他の対象資産を特定するために必要な事項
 - ロ 対象資産に関して権利が設定された場合につき、対象資産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項
 - ハ 対象資産の売却を予定する信託の場合につき、対象資産ごとに、当期末現在における評価額
 - ニ 対象資産ごとに、計算期間中における取引の状況
- 四 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る前二号に掲げる事項
- 五 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、

契約ごとに、借入先、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び用途

六 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあっては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の損益計算書に代えることができる。

3 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成した上、これを受益者に交付しなければならない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であって、書面又は情報通信を利用

(新設)

する方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する認可投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該認可投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該認可投資顧問業者に対し、当該認可投資顧問業者が同法第三十二条第一項に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第三十七条に規定する報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面又は情報通信を利用する方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される

場合

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保

険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。）

は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、次の各号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

イ 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

ロ 総勘定元帳 作成の日から五年間

ハ 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

(新設)

第五十二条の二十三 保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。）

は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一 内部管理に関する業務を的確に遂行することができる人的構成を確保すること。

二 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

三 内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を従業員に遵守させることをいう。）に関する業務

二 内部監査及び内部検査に関する業務

三 財務に関する業務

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、委託を行った信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、信託契約代理店に対する指導及び信託契約代理店の信託契約代理業務に係る法令の遵守状況の検証を行うための十分な体制を整備しなければならない。

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の

（新設）

五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（信託財産に係る行為準則）

第五十二条の二十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引とする。

- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産にかかる受益者（信託法第八条第一項に規定する

（新設）

信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人) に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 取引を行った後で、当該取引に係る信託財産を特定すること。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。
- 三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により保険金信託業務を行う生命保険会社等が受益者に交付する書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取引当事者
- 二 信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、委託を受けた者との関係）
- 三 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項
- 四 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項
- 五 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取

引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量)

六 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）

七 取引の方法

八 取引を行った年月日

九 取引を行った理由

十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一 当該書面の交付年月日

十二 その他参考となる事項

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたときは、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を受益者に交付しなければならない。

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であって、書面又は情報通信を利用する方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（受託者及び信託業法施行令第二条各号に掲げる者を除く）のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は情報通信を利用する方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は情報通信を利用する方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二 （略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二 （略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 (略)

四 金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。

）の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3～5 (略)

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号及び第

一～三 (略)

四 金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。

）の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3～5 (略)

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十五号及び第三十五号の二に掲げる業務については、法第百六条第二項第五号に規定する銀行子会社等を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第五号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十五号及び第

三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

- 3 法第百六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

- 4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を保険会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

- 5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分

三十五号の二に掲げる業務については、法第百六条第二項第五号に規定する銀行子会社等を有する場合に限る。

- 3 法第百六条第一項第十号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 （略）

- 4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を保険会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該保険社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

- 5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分

野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(法第七十七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。)の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

二 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社(以下「証券

野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(法第七十七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。)の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第百六条第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第百六条第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

(新設)

専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経

二 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第五号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号及び第三十五号の二を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

（新設）

営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定める持

二 法第百六条第一項第九号から第十号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第百六条第二項第五号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号及び第三十五号の二を除く。）を営むもの

（新設）

株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号まで）を除く。

）に掲げる業務を営むもの

8 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第十七号及び第十八号に掲げる業務その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

六～九 （略）

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号、第三十五号及び次項において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十五号に該当するものを除く。）

十の二～十九 （略）

8 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第十七号、第十八号及び第二十号に掲げる業務その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

六～九 （略）

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十一号、第三十五号の二及び次項において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十五号の二に該当するものを除く。）

十の二～十九 （略）

(削る)

(削る)

二十・二十一 (略)

二十二～三十三 (略)

三十四・三十五 (略)

三十六～三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号に該当するものを除く。）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四十二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四十三 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法によ

二十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項（定義）に規定する小口債権販売業

二十一 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項（定義）に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。

）

二十二・二十二の三 (略)

二十三～三十四 (略)

三十五・三十五の二 (略)

三十六～三十九 (略)

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第十八号、第二十号及び第二十一号に該当するものを除く。）

(新設)

(新設)

(新設)

り管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）（当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに法第百六条第二項第八号イに掲げる信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

四十六・四十七 (略)

3 (略)

4 法第百六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十四号及び同項第三十五号に掲げる業務

二 (略)

三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第百六条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

四十一・四十二 (略)

3 (略)

4 法第百六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号及び同項第三十五号の二に掲げる業務

二 (略)

三 第二項第四十二号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第百六条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に
附帯する業務に係るもの

6 法第百六条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次
に掲げるものとする。

一 第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定め
る業務

三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に
附帯する業務に係るもの

7 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、
当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主
等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十
四号に規定する持株会社とする。

8 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、
当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が
、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同
条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

9 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、
当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、そ
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第
一項第十四号に規定する持株会社とする。

10 法第百六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。
）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む
会社とする。

一 第二項第一号から第三十三号までに掲げる業務

三 第二項第四十二号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に
附帯する業務に係るもの

(新設)

6 法第百六条第二項第五号ハに規定する内閣府令で定めるものは、
当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主
等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十
一号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、
当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が
、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同
条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

(新設)

8 法第百六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）
に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会
社とする。

一 第二項第一号から第三十四号までに掲げる業務

二 第二項第四十六号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第二項第四十七号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 保険会社の主要な業務の内容 （保険金信託業務を行う場合においては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ （略）

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 （15から18までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)～(14) （略）

(15) 信託報酬

(16) 信託勘定貸出金残高

(17) 信託勘定有価証券残高

(18) 信託財産額

ハ・二 （略）

四 （略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

二 第二項第四十一号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第二項第四十二号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 保険会社の主要な業務の内容

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ （略）

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(14) （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ハ・二 （略）

四 （略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ～ス

2 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項

イ～ヤ (略)

マ 動産（自動車、船舶及び航空機を除く。）の盗難若しくは盗難により生じたき損若しくは汚損を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「盗難保険契約」という。）又はそれと引換えに若しくはそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証票その他の物が窃取、紛失その他の偶然の事故により他人に不正に使用されたことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「クレジットカード盗難保険契約」という。）

ケ～テ (略)

イ・ロ (略)

(新設)

ハ～リ

2 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項

イ～ヤ (略)

マ 動産（自動車、船舶及び航空機を除く。）の盗難若しくは盗難により生じたき損若しくは汚損を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「盗難保険契約」という。）又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第二号に規定する証票等が窃取、紛失その他の偶然の事故により他人に不正に使用されたことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「クレジットカード盗難保険契約」という。）

ケ～テ (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百七十七条 令第二十五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 生命保険会社（外国生命保険会社等及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員を含む。）
- 二 損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。）
- 三 長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行
- 四 信用金庫法第四条（事業免許）の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

(特定法人の提出する免許申請書の添付書類)

第七十九条 法第二百二十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一～三 (略)
- 四 引受社員の保険業に係る最終の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

五～七 (略)

2 (略)

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 (略)

- 2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

(供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百七十七条 令第二十五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。）
- 二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行
- 三 長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行
- 四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条（事業免許）の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

(特定法人の提出する免許申請書の添付書類)

第七十九条 法第二百二十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一～三 (略)
- 四 引受社員（法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）の保険業に係る最終の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

五～七 (略)

2 (略)

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 (略)

- 2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二・三 （略）

3～7 （略）

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 （略）

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

一・二 （略）

3 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第三項に規定する株式会社とする。

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。）、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社

二・三 （略）

3～7 （略）

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 法第二百七十一条の二十二第一項第九号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～二十六 （略）

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一・二 （略）

3 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第三項に規定する株式会社とする。

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する

会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及び

会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及び当

当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条の二第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定す

当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

（新設）

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号及び第三十五号の二を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条に

る会社を有しない場合に限る。)

三 信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号

において同じ。）

(新設)

二 法第二百七十一条の二十二第一項第九号及び第十号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第百六条第二項第五号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号までを除く。）を営むもの

四 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号及び第三十五

及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号まで）を除く。)に掲げる業務を営むもの

9 (略)

(保証金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百二十四条 令第四十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、第五十二条の八の二各号に掲げるものとする。

号の二を除く。)に掲げる業務を営むもの

(新設)

9 (略)

(保証金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百二十四条 令第四十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 第二百二十七条各号に掲げるもの

二 農林中央金庫

三 商工組合中央金庫

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六条（事業免許）の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号（種類）に規定する信用協同組合及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

附則（平成一〇年一月二四日総理府・大蔵省令第四五号）

第四条 この命令の施行の際現に保険会社が新規則第五十六条の二第一項各号に掲げる業務（以下「従属業務」という。）を主たる業務として営む外国の会社（外国の法令に準拠して設立された会社をいう。以下同じ。）であって同条第二項第一号から第四号まで、第八号若しくは第十三号に掲げる業務又は第二十七号に掲げる業務と同種類の業務（以下「特定業務」という。）を営むものを子会社としている場合には、当該外国の会社がこの命令の施行の際現に営んでいる従属業務について法第百六条第七項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する場合に限り、当該外国の会社を、当分の間、法第百六条第一項第十二号に規定する従属業務を専ら営む会社とみなす。ただし、当該外国の会社がこの命令の施行の際現に営んでいる従属業務及び特定業務以外の業務を営むこととなったときは、この限りでない。

2 （略）

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
保険契約に関する指標	(略)
経理に関する指標	(略)
資産運用に関する	(略)

附則（平成一〇年一月二四日総理府・大蔵省令第四五号）

第四条 この命令の施行の際現に保険会社が新規則第五十六条の二第一項各号に掲げる業務（以下「従属業務」という。）を主たる業務として営む外国の会社（外国の法令に準拠して設立された会社をいう。以下同じ。）であって同条第二項第一号から第四号まで、第八号若しくは第十三号に掲げる業務又は第二十七号に掲げる業務と同種類の業務（以下「特定業務」という。）を営むものを子会社としている場合には、当該外国の会社がこの命令の施行の際現に営んでいる従属業務について法第百六条第七項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する場合に限り、当該外国の会社を、当分の間、法第百六条第一項第九号に規定する従属業務を専ら営む会社とみなす。ただし、当該外国の会社がこの命令の施行の際現に営んでいる従属業務及び特定業務以外の業務を営むこととなったときは、この限りでない。

2 （略）

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）

項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
保険契約に関する指標	(略)
経理に関する指標	(略)
資産運用に関する	(略)

指標	
特別勘定に関する指標	
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	<p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別（設備資金及び運転資金の区分を</p>

指標	
特別勘定に関する指標	

いう。)の金銭信託等に係る貸出金残高

十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十一 中小企業等(資本金三億円以下の会社

若しくは常時使用する従業員が三百人以下

の会社又は個人をいう。ただし、卸売業に

あつては資本金一億円以下の会社若しくは

常時使用する従業員が百人以下の会社又は

個人を、サービス業にあつては資本金五千

万円以下若しくは常時使用する従業員が百

人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食

店にあつては資本金五千万円以下若しくは

常時使用する従業員が五十人以下の会社又

は個人をいう。)に対する金銭信託等に係

る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割

合

十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別(

国債、地方債、社債、株式その他の証券の

区分をいう。)の期末残高

別紙様式第12号の4（第52条の7第1項関係）

（日本工業規格 A4）

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託届出書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約締結届出書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の正本を添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更届出書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約解除届出書

法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を解除したので、届け出ます。

○証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）最終改正：平成一六年七月二日内閣府令第六一号

改 正 案	現 行
<p>(その他業務)</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p><u>十六 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第十項に規定する信託受益権販売業</u></p> <p><u>十七 (略)</u></p> <p>(説明書の交付)</p> <p>第二十八条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）</u></p> <p>五～十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(過半数の議決権の保有に関し届出を行う会社)</p> <p>第四十五条 法第五十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の持株会社（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する</p>	<p>(その他業務)</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十六 (略)</u></p> <p>(説明書の交付)</p> <p>第二十八条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 信託会社</p> <p>五～十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(過半数の議決権の保有に関し届出を行う会社)</p> <p>第四十五条 法第五十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の持株会社（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する</p>

法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。）

二 (略)

2 (略)

別表第五（第四十六第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この	<p>一 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した相手方の商号</p> <p>二 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した年月日</p> <p>三 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した理由</p>	

法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。）

二 (略)

2 (略)

別表第五（第四十六第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
銀行、協同組織金融機関、 <u>信託会社</u> その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この	<p>一 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した相手方の商号</p> <p>二 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した年月日</p> <p>三 総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した理由</p>	

<p>項において同じ。)の過半数を取得し、又は保有したとき</p>			<p>う。以下この項において同じ。)の過半数を取得し、又は保有したとき</p>		
<p>その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この項において同じ。）の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなったとき</p>	<p>一 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった相手方の商号 二 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった年月日 三 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった理由</p>		<p>その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この項において同じ。）の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなったとき</p>	<p>一 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった相手方の商号 二 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった年月日 三 総株主の議決権の過半数を保有しなくなった理由</p>	
<p>その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p>		<p>その総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p>	

<p>の議決権をいう。以下この項において同じ。)の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について当該会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき</p>	<p>二 合併、解散又は廃止の年月日 三 合併の場合はその相手方及びその方法 四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>の議決権をいう。以下この項において同じ。)の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について当該会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき</p>	<p>二 合併、解散又は廃止の年月日 三 合併の場合はその相手方及びその方法 四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）最終改正：平成一六年六月一〇日内閣府令第五五号

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「金融機関」とは、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の九に掲げる金融機関をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(説明書の交付)</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>信託会社（信託業法（平成十六年法律 号）第三条及び第五十三条第一項の免許を受けた信託会社に限る。）</u></p> <p>五～十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(適用除外行為)</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「金融機関」とは、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関、<u>信託会社</u>又は証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の九に掲げる金融機関をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(説明書の交付)</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 信託会社</p> <p>五～十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>(適用除外行為)</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち</p>

、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 信託業（信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第一項に規定する信託業をいい、同条第三項に規定する管理型信託業を除く。）に係る業務として行うもの

2～6 (略)

（証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為）

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものを結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

イ (略)

ロ 信託業等（信託業法第二条第一項に規定する信託業、同条第八項に規定する信託契約代理業、同条第十項に規定する信託受益権販売業及び同法第二十一条第一項に規定する財産の管理業務をいい、同法第二十二条に基づき信託会社（同法第二条第二項に規定する信託会社をいう。）から信託業務の委託を受けて行う業務を含む。以下この条において同じ。）に基づく信託契約又は委託者の指図に基づいて行った有価証券の売買その他の取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）

六～九 (略)

、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

(新設)

2～6 (略)

（証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為）

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものを結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

イ (略)

ロ 信託契約に基づいて信託をする顧客の計算において行った有価証券の売買その他の取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）

六～九 (略)

十 信託業等に基づく信託財産の管理若しくは処分に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

(新設)

十一 信託業等に基づく信託財産の管理又は処分に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）を行う行為

(新設)

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員又は使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。））、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員又は使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第七号に掲げる会社（同号ロに掲げる業務のみを営む会社を除く。））、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第九号に掲げ

同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同法第百六条第二項第一号に掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の十七第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第六号に掲げる会社（第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）及び保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）

る会社（同法第百六条第二項第二号に掲げる業務のみを営む会社を除く。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第二号に掲げる金融関連業務のみを営む会社を除く。）及び保険業法第百六条第一項第九号に掲げる会社（同条第二項第二号に掲げる金融関連業務のみを営む会社を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等に提供（顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供に限る。）し、若しくは有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（第二十七条第四号に規定する非公開融資等情報をいう。）をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であって、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十四号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親法人等又は子法人等が委託証券会社である場合であって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当

）を除く。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等に提供（顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供に限る。）し、若しくは有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（第二十七条第四号に規定する非公開融資等情報をいう。）をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であって、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十四号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親法人等又は子法人等が委託証券会社である場合であって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該登録金融機関が、その親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）又は子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したもの

当該登録金融機関が、その親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）又は子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

に限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ 銀行法第十三条第二項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の規定において準用する場合を含む。)に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ (略)

ハ 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ 農業協同組合法第十一条の三第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ホ 水産業協同組合法第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

四 (略)

2～6 (略)

イ 銀行法第十三条第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項の規定において準用する場合を含む。)に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ (略)

ハ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の三第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ホ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

四 (略)

2～6 (略)

改 正 案	現 行
<p>(顧客分別金信託の要件)</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は、当該金銭信託の元本金額とすること。</u></p> <p>十～十四 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(顧客分別金信託の要件)</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を<u>信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>五～八 (略)</p> <p>九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が、<u>信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は、当該金銭信託の元本金額とすること。</u></p> <p>十～十四 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>

○外国証券業者に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十七号）最終改正：平成一六年六月一〇日内閣府令第五五号

改 正 案	現 行																		
<p>(届出を要する会社)</p> <p>第四十条 法第二十二条第一項第四号及び第五号に規定する内閣府令で定める会社は、外国において銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び持株会社（銀行、協同組織金融機関若しくは証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第二（第四十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出事項</th> <th style="text-align: center;">記載事項</th> <th style="text-align: center;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">銀行、協同組織金融機関他の金融機関その他の会社について、その議決権の過半</td> <td style="vertical-align: top;">一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	届出事項	記載事項	添付書類	(略)	(略)	(略)	銀行、協同組織金融機関他の金融機関その他の会社について、その議決権の過半	一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半		<p>(届出を要する会社)</p> <p>第四十条 法第二十二条第一項第四号及び第五号に規定する内閣府令で定める会社は、外国において銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）<u>、信託会社</u>その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び持株会社（銀行、協同組織金融機関、<u>信託会社</u>若しくは証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第二（第四十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出事項</th> <th style="text-align: center;">記載事項</th> <th style="text-align: center;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">銀行、協同組織金融機関、<u>信託会社</u>その他の金融機関その他の会社について、そ</td> <td style="vertical-align: top;">一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	届出事項	記載事項	添付書類	(略)	(略)	(略)	銀行、協同組織金融機関、 <u>信託会社</u> その他の金融機関その他の会社について、そ	一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半	
届出事項	記載事項	添付書類																	
(略)	(略)	(略)																	
銀行、協同組織金融機関他の金融機関その他の会社について、その議決権の過半	一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半																		
届出事項	記載事項	添付書類																	
(略)	(略)	(略)																	
銀行、協同組織金融機関、 <u>信託会社</u> その他の金融機関その他の会社について、そ	一 議決権の過半数を保有した相手方の商号 二 議決権の過半																		

<p>数を保有することとなつたとき</p>	<p>数を保有した年月日</p> <p>三 議決権の過半数を保有した理由</p>		<p>の議決権の過半数を保有することとなつたとき</p>	<p>数を保有した年月日</p> <p>三 議決権の過半数を保有した理由</p>	
<p>その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき</p>	<p>一 議決権の過半数を保有しなくなつた相手方の商号</p> <p>二 議決権の過半数を保有しなくなつた年月日</p> <p>三 議決権の過半数を保有しなくなつた理由</p>		<p>その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき</p>	<p>一 議決権の過半数を保有しなくなつた相手方の商号</p> <p>二 議決権の過半数を保有しなくなつた年月日</p> <p>三 議決権の過半数を保有しなくなつた理由</p>	
<p>その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について当該会社が合併し、解散し若しくは業務の全部を廃止したとき</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p> <p>二 合併、解散又は廃止の年月日</p> <p>三 合併の場合はその相手方及びその方法</p> <p>四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>一 合併、解散又は廃止を決議した株主総会の議事録の写し（原文及び訳文）（合併の場合は合併契約書（原文及び訳文）を添付する。）</p> <p>二 最近の日計表</p>	<p>その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について当該会社が合併し、解散し若しくは業務の全部を廃止したとき</p>	<p>一 合併、解散又は廃止の決議の内容</p> <p>二 合併、解散又は廃止の年月日</p> <p>三 合併の場合はその相手方及びその方法</p> <p>四 合併、解散又は廃止の理由</p>	<p>一 合併、解散又は廃止を決議した株主総会の議事録の写し（原文及び訳文）（合併の場合は合併契約書（原文及び訳文）を添付する。）</p> <p>二 最近の日計表</p>

(略)	(略)	(略)			(合併の場合は、当事者の最近の貸借対照表) 三 解散又は廃止の場合は、清算の方法及び手続を記載した書類
(略)	(略)	(略)			(合併の場合は、当事者の最近の貸借対照表) 三 解散又は廃止の場合は、清算の方法及び手続を記載した書類

○資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）最終改正：平成一六年一月三〇日内閣府令第三号

改 正 案	現 行
<p>第八条 法第三条第三項第四号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百四十四条<u>第三項</u>の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（第十六条第七号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定資産の管理及び処分に関する事項）</p> <p>第十七条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（同条<u>第三項</u>の規定により保険会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項</p>	<p>第八条 法第三条第三項第四号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百四十四条<u>第四項</u>の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（第十六条第七号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定資産の管理及び処分に関する事項）</p> <p>第十七条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（同条<u>第四項</u>の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項</p>

三～六 (略)

(追加届出)

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第三号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百四十四条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三～四 (略)

2 (略)

(特定持分信託)

第三十一条 法第三十一条の二第三項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七 (略)

三～六 (略)

(追加届出)

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第三号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第百四十四条第四項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三～四 (略)

2 (略)

(特定持分信託)

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七 (略)

<p>(業務の委託)</p> <p>第三十八条 法第四百四十四条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>(資産の取得の制限の例外)</p> <p>第四十三条 法第五百十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 法第五百十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>(株式等に係る議決権の取得等の制限)</p> <p>第四十五条 法第五百十一条第二項(法第六十三条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分に係る議決権(法第五百十一条第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の区分ご</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第三十八条 法第四百四十四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>(資産の取得の制限の例外)</p> <p>第四十三条 法第五百十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第四項第二号ロに規定する契約であって、当該契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するもの</u></p> <p>2 法第五百十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持分とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項第二号イに規定する契約であって、特定目的会社が当該契約に係る営業者ではないもの</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(株式等に係る議決権の取得等の制限)</p> <p>第四十五条 法第五百十一条第二項(法第六十三条<u>第一項</u>において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分に係る議決権(法第五百十一条第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の</p>
--	---

とに、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

(資産の取得の制限の例外等)

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第百六十三条において準用する法第百五十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第百六十三条において準用する法第百五十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第三項の規定は法第百六十三条において準用する法第百五十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第百六十三条において準用する法第百五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(特定目的信託契約締結の届出)

第五十一条 法第百六十四条第一項の規定による届出を行おうとする信託会社等は、別紙様式第十二号により作成した届出書（第五十三条において「特定目的信託契約届出書」という。）に、その副本一通及び法第百六十四条第二項各号に掲げる書類一部（資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官（令五十六条第一項の規定により金融庁長官の権限を財務局長又は福岡財務支局長に委任する場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以

区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

(資産の取得の制限の例外等)

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第三項の規定は法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第百六十三条第一項において準用する法第百五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする

(特定目的信託契約締結の届出)

第五十一条 法第百六十四条第一項の規定による届出を行おうとする信託会社等は、別紙様式第十二号により作成した届出書（第五十三条において「特定目的信託契約届出書」という。）に、その副本一通及び法第百六十四条第二項各号に掲げる書類一部（資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官等（信託会社にあっては金融庁長官、信託業務を営む銀行その他の金融機関にあっては本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在

下同じ。)に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第五十二条 (略)

2 受託信託会社等は、法第百六十四条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を金融庁長官に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書の受理)

第五十三条 金融庁長官は、特定目的信託契約届出書を受理したときは、特定目的信託契約届出書の副本及び資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第六十条 受託信託会社等は、法第百六十六条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十三号により作成した届出書(次項において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副本

地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第五十二条 (略)

2 受託信託会社等は、法第百六十四条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書の受理)

第五十三条 金融庁長官等は、特定目的信託契約届出書を受理したときは、特定目的信託契約届出書の副本及び資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第六十条 受託信託会社等は、法第百六十六条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十三号により作成した届出書(次項において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副

及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(特定目的信託終了の届出)

第六十二条 法第百六十七条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であった信託会社等は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、法第二百十八条第三項において準用する法第二百十四条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(特定目的信託契約の方式)

第六十四条 (略)
(削る)

(計算書類等の提出)

第六十九条 受託信託会社等は、法第二百三条第一項各号の書類及びその附属明細書を第五十九条第四号の作成期日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(特定目的信託終了の届出)

第六十二条 法第百六十七条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であった信託会社等は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、法第二百十八条第三項において準用する法第二百十四条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約の方式)

第六十四条 (略)
2 特定目的信託契約については、信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）第七条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第五条第一項の規定は適用しない。

(計算書類等の提出)

第六十九条 受託信託会社等は、法第二百三条第一項各号の書類及びその附属明細書を第五十九条第四号の作成期日から三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) (削る) <u>3～8</u> (略)</p> <p>(顧客分別金信託の要件) 第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一 顧客分別金信託に係る信託契約は、投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等（<u>法第四条に規定する信託会社等をいう。第三十一条第四号において同じ。</u>）を受託者とし、かつ、当該投資信託委託業者が自ら募集等を行った受益証券に係る顧客又は当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。）を行った投資口若しくは投資法人債に係る顧客を元本の受益者とする事。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする事。ただし、顧客分別金信託を<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ・ロ (略) ハ その他次に掲げる方法</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) <u>3 この府令において「信託会社等」とは、法第四条に規定する信託会社等をいう。</u> <u>4～9</u> (略)</p> <p>(顧客分別金信託の要件) 第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一 顧客分別金信託に係る信託契約は、投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該投資信託委託業者が自ら募集等を行った受益証券に係る顧客又は当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。）を行った投資口若しくは投資法人債に係る顧客を元本の受益者とする事。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする事。ただし、顧客分別金信託を<u>信託業法第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ・ロ (略) ハ その他次に掲げる方法</p>

㉔・㉕ (略)

㉖ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

五～八 (略)

九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は当該金銭信託の元本金額とすること。

十～十三 (略)

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託会社等(信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第九項に規定する信託契約代理店を含む。以下「信託業者等」という。)が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者(信託業法第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者をいい、同法第百五条第二項の規定により信託受益権販売業者とみなされる同条第一項に規定する信託会社等を含む。以下同じ。)が信託受益権(令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託

㉔・㉕ (略)

㉖ 信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

五～八 (略)

九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は当該金銭信託の元本金額とすること。

十～十三 (略)

2 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

(新設)

受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けることを受託会社に指図すること。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一～六 (略)

七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権

2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一 (略)

十二 信託受益権（前項第七号に掲げるものを除く。）の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一～十八 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十六条の二 法第二十六条第三項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一～六 (略)

七 信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権

2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一 (略)

十二 信託受益権（令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。前項第七号において規定する金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十六条の二に規定する特定資産をいう。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一～十八 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十六条の二 法第二十六条第三項（法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第三十七条の二 証券会社に関する内閣府令第二十九条の二の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第九十七條において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十五条の二 第三十六条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

(投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十八条の二 第三十六条の二の規定は、法第三十条第六項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十二条第二項（法第五十九条において準用する場合を含む。）及び法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第三十七条の二 証券会社に関する内閣府令第二十九条の二の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）及び法第九十七條において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十五条の二 第三十六条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

(投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十八条の二 第三十六条の二の規定は、法第三十条第六項（法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十二条第二項（法第五十九条において準用する場合を含む。）及び法第三十三条第二項（法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。）において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資法人の資産をもって買い付けること。

(他の業務を兼業する場合の禁止行為)

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

二 信託受益権販売業（信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。第六十七条第二号において同じ。）を営んでいる投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けることを受託会社に指図すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること

（新設）

(他の業務を兼業する場合の禁止行為)

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図する行為とする。

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得すること。
- 二 信託受益権販売業を営んでいる投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権を買い付けること。

(届出の手続)

第七十五条 信託会社等(法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)は、法第四十九条の四第一項及び法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条の規定による届出をするときは、別表第八上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

- 五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得する行為とする。

(届出の手続)

第七十五条 信託会社等は、法第四十九条の四第一項及び法第四十九条の十一において準用する法第二十九条の規定による届出をするときは、別表第八上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

- 五 法第四十九条の十一において準用する法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 信託会社等の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得すること。

五 信託会社等の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けること。

第八十三条 削除

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条におい

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 信託会社等の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得すること。

(新設)

(承認申請の手続)

第八十三条 信託会社等は、法第四十九条の十一において準用する法第十三条の規定による承認を受けようとするときは、別表第九中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用

て準用する証券取引法第四十一条第一項条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であって、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 (略)

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一～六 (略)

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第八十八条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

2 (略)

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

する証券取引法第四十一条第一項条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であって、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 (略)

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一～六 (略)

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第八十八条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

2 (略)

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第八十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第九十条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二～六 (略)

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第九十一条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。)
- 二 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第九十二条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一～四 (略)
- 五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の調査の結果
- 六・七 (略)

2 信託会社等は、法第四十九条の十一第一項において準用する法第

第八十九条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第九十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社等の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名
- 二～六 (略)

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第九十一条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。)
- 二 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第九十二条 法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一～四 (略)
- 五 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項の調査の結果
- 六・七 (略)

2 信託会社等は、法第四十九条の十一において準用する法第二十八

二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であって、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(投資信託約款の変更の公告等)

第九十五条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一～八 (略)

九 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項

(投資信託約款を変更しない場合における公告等)

第九十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

別表第八 (第七十五条関係)

--	--	--

条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であって、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(投資信託約款の変更の公告等)

第九十五条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一～八 (略)

九 法第四十九条の十一において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項

(投資信託約款を変更しない場合における公告等)

第九十六条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

別表第八 (第七十五条関係)

--	--	--

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
(略)	(略)	(略)
投資信託約款の変更 (<u>法第四十九条の十一</u> 第一項において準用する法第二十九条)	1～4 (略)	1 (略) 2 当該投資信託約款に係る投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面 (<u>法第四十九条の十一第一項</u> において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。) 3 公告の内容を記載した書面 (<u>法第四十九条の十一第一項</u> において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。

別表第九 削除

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
(略)	(略)	(略)
投資信託約款の変更 (<u>法第四十九条の十一</u> において準用する法第二十九条)	1～4 (略)	1 (略) 2 当該投資信託約款に係る投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面 (<u>法第四十九条の十一</u> において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。) 3 公告の内容を記載した書面 (<u>法第四十九条の十一</u> において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。

別表第九 (第八十三条関係)

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
<p>信託会社等の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職 （法第四十九条の十一において準用する法第十三条）</p>	<p>1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由</p>	<p>1 当該取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る信託会社等の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の営業報告書並びに最近における財産及び損益の状況を記載した書面 4 信託会社等と兼職会社との取引関係を記載した書面 5 当該取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面</p>

○ 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改正案	現 行
<p>(運用報告書の記載事項等)</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額</p> <p>二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である投資信託委託業者との間の取引の状況</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>2～㉓ (略)</p> <p>(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)</p> <p>第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第四十四条までの規定は委託者非指図型投資</p>	<p>(運用報告書の記載事項等)</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、<u>同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。次号において同じ。）を含む。</u>）である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額</p> <p>二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、<u>同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。</u>）である投資信託委託業者との間の取引の状況</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>2～㉓ (略)</p> <p>(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)</p> <p>第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第四十四条までの規定は委託者非指図型投資</p>

信託に係る投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六条	法第三十条の二	法第四十九条の十一 <u>第一項</u> において準用する法第三十条の二
(略)	(略)	(略)

信託に係る投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六条	法第三十条の二	法第四十九条の十一において準用する法第三十条の二
(略)	(略)	(略)

第五十八条 第一項各号 列記以外の 部分	法第三十三条第 一項本文	<u>法第四十九条の十一第 一項</u> において準用する 法第三十三条第一項本 文
第五十八条 第一項第十 六号	法第十六条の二 第一項	<u>法第四十九条の十一第 一項</u> において準用する 法第十六条の二第一項
第五十八条 第一項第十 八号	(略)	(略)
<u>第五十八条 第一項第二 十号</u>	<u>同条第三号</u>	<u>法第十五条第二項第一 号ホ</u>
<u>第五十八条 第一項第二 十一号</u>	<u>同条第五項</u>	<u>法第十五条第二項第一 号ハ</u>
(略)	(略)	(略)
第五十九条 第一項各号	法第三十三条第 一項本文	<u>法第四十九条の十一第 一項</u> において準用する

第五十八条 第一項各号 列記以外の 部分	法第三十三条第 一項本文	<u>法第四十九条の十一</u> に おいて準用する法第三 十三条第一項本文
第五十八条 第一項第十 六号	法第十六条の二 第一項	<u>法第四十九条の十一</u> に おいて準用する法第十 六条の二第一項
第五十八条 第一項第十 八号	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		
(略)	(略)	(略)
第五十九条 第一項各号	法第三十三条第 一項本文	<u>法第四十九条の十一</u> に おいて準用する法第三

列記以外の部分		法第三十三条第一項本文
(略)	(略)	(略)

列記以外の部分		十三条第一項本文
(略)	(略)	(略)

○ 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十四号）

改正案	現 行
<p>(資産運用報告書の記載事項)</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額</p> <p>二十一 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(資産運用報告書の記載事項)</p> <p>第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、<u>同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。次号において同じ。）を含む。</u>）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額</p> <p>二十一 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、<u>同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。</u>）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ 関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は令第一条の九に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）<u>、信託会社</u>、証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は証券会社が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）</p> <p>ニ、ホ (略)</p> <p>四、五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ 関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関<u>、信託会社</u>又は令第一条の九に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）<u>、証券会社</u>又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は証券会社が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）</p> <p>ニ、ホ (略)</p> <p>四、五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

○銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）最終改正：平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号

改 正 案	現 行
<p>(保有の制限から除かれる株式)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する「元本補てん等契約」とは、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定に基づく契約をいう。</u></p>	<p>(保有の制限から除かれる株式)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する「元本補てん等契約」とは、<u>信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条において準用する場合を含む。）に規定する契約をいう。</u></p>

○内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）最終改正：平成一六年五月三十一日内閣府令第五三号

改 正 案	現 行
別表（第一条関係） 一 （略） （削る） <u>二～六十六</u> （略） <u>六十七</u> <u>信託業法施行規則（平成十六年内閣府令 号）</u>	別表（第一条関係） 一 （略） <u>二</u> <u>信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）</u> <u>三～六十七</u> （略） （新設）

○証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）最終改正：平成一六年三月二六日内閣府令第二四号

改 正 案	現 行
<p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p><u>十一 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等をする行為</u></p> <p>十二～十五 (略)</p> <p><u>十六 信託業等（信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第一項に規定する信託業、同条第八項に規定する信託契約代理業、同条第十項に規定する信託受益権販売業及び同法第二十一条第一項に規定する財産の管理業務をいい、同法第二十二条に基づき信託会社（同法第二条第二項に規定する信託会社をいう。）から信託業務の委託を受けて行う業務を含む。以下この条において同じ。）に基づく信託財産の管理又は処分に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</u></p> <p><u>十七 信託業等に基づく信託契約又は委託者の指図に基づいて行った有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託契約に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等（有価証券清算取次ぎを除く。以下この</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十一～十四 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

条において同じ。)を勧誘する行為

十八 (略)

(削除)

十九 (略)

十五 (略)

十六 あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等をする行為

十七 (略)